# 第104回 佐用町議会[定例]会議録 (第3日)

令和3年9月17日(金曜日)

出席議員 (13名)	1番	金	澤	孝	良	2番	児	玉	雅	善
	3番	加	古原	、 瑞	樹	4番	千	種	和	英
	5番	小	林	裕	和	6番	廣	利	_	芯
						8番	岡	本	義	次
	9番	金	谷	英	志	10番	Щ	本	幹	雄
	11番	岡	本	安	夫	12番	西	岡		正
	13番	平	岡き	は	Ž,	14番	石	堂		基
欠席議員										
(名)										
遅刻議員 (名)										
早退議員										
(名)										

事務局出席	議会事務局長	尾崎	基 彦	書記	大 上 千 佳
職員職氏名	書記	橋本(	侖 法		
	町 長	庵 逧 」	典 章	副町長	坪 内 頼 男
	教 育 長	浅野	尃 之	総務課長	幸田和彦
	企画防災課長	江見	秀樹	住 民 課 長	山 田 裕 彦
	健康福祉課長	長 峰 !	忠夫	商工観光課長	真 岡 伯 好
説明のため出席	教 育 課 長	宇多	雀 弘		
した者の職氏名					
(9名)					
	教育。 午後出席者・・・町長 委員会室待機 ■午前 企画防災課長 税務課 南光支所長 三日月支 ■午後 税務課長 住民課長 係	課長 副町長 教育 長 高年介護 所長 会計課 建康福祉課長	を総務課 果長農林持 を生涯学 高年介護	辰興課長 建設課長 上下	水道課長 上月支所長 観光課長 建設課長 上
欠 席 者					
(名)					
(41)					
遅刻者					
(名)					
(4)					
早 退 者					
(4)					
(名)					
議事日程	別	」 紙	(	の と :	おり

## 【本日の会議に付した案件】

日程第1.一般質問

### 午前10時00分 開議

議長(石堂 基君) おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続き、ご出席を賜り、誠にありがと うございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 また、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただきますよう、 よろしくお願いします。

それでは、日程に入ります。

## 日程第1. 一般質問

議長(石堂 基君) 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。 通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに、2番、児玉雅善議員の発言を許可します。児玉議員。

## 〔2番 児玉雅善君 登壇〕

2番(児玉雅善君) 皆さん、おはようございます。2番議席、日本共産党の児玉です。

今日は、昨年来から問題になっていますタクシー運賃助成事業に関する不正請求、調停 事項に実効性の確保はされているのかいうことについて、質問させていただきます。

まず、冒頭に、この問題に関しまして、本当に調べるのに大変な作業だったと思います。 大変な作業をしていただきました当局、特に、関係する課長及び室長ほか職員の皆さんに 対して、深く敬意を表したいと思います。

質問に入ります。

タクシー運賃助成事業に関するタクシー券不正請求については、調停が成立し、一応の 決着はついた形となっています。しかし、調停案を審議した際にも指摘しましたが、不正 に対する罰則としては、はなはだ軽く、また、簡単に罰則逃れの策を弄することも可能な 内容です。調停条項が発効し、一カ月が経過しましたが、罰則の実効性は確保できている のかという観点からお尋ねします。

1、有限会社上月タクシー、株式会社中尾電化センター及び有限会社平福タクシーらは、 申立人及び佐用町全町民に対し、本件不正受給について陳謝するとなっていますが、こう いった問題に対しては、本当に真摯に反省し、全町民に対し謝罪するのが先決と思います。 しかし、どのような形で、陳謝の形を表されたのでしょうか。誰に聞いても、その陳謝の 言葉を聞いたり、また、文書を読んだりした者がいません。町に対しても、どのような形 で陳謝されたのかお答えください。

2番、調停事項の2項目に一切の損害賠償金として 25 万円の支払義務があることを認め、令和3年5月25日に支払ったことを相互に確認するとなっていますが、この25 万円についてお伺いします。25 万円は不正をした金額の全額ではなく、あくまでも町が調査した結果、不正を認定した金額に近い数字であると認識していますが、間違いありませんか。

間違いないとすれば、実際の不正の金額はもっと多額なものであり、25 万円との差額は、 いわば本来町に払うべき損害賠償金を免除したようなものと思いますが見解をお聞かせく ださい。

3番に、調停事項3、4、5で佐用町タクシー運賃助成事業委託契約の更新条件が定められています。契約期間を上月タクシーは令和3年6月29日から令和3年7月31日までとし、中尾タクシー及び平福タクシーは令和3年6月29日から令和3年12月31日までと定めています。そこでお伺いします。3社のうち1社若しくは2社を廃業させるなどして、1社に経営を統合した場合、この調停事項の効力はどのように担保されますか。

4番、調停事項によると8月1日から1年間、上月タクシーはタクシー券を使えないことになっていましたが、だとすれば25万円がペナルティと言えないものである以上、実質的に中尾タクシーグループに対するペナルティは、全くの有名無実、不正のやり得となると思うが見解をお聞かせください。

町の担当者に上月タクシーと平福タクシーは廃業して中尾タクシーに統合するという連絡があったと聞きました。その連絡があったのは、いつ、誰から、どのような形であったのか。その詳しい内容はどのようなものだったのかお聞かせください。

統合は陸運局に廃業と統合を申請した時点で成立するのか。それとも、法務局に法人の 廃業と統合を登記した時点で成立したと言えるのか見解をお聞かせください。

7番、6月度、7月度、8月度の中尾タクシー、上月タクシー及び平福タクシーからの タクシー券申請状況をお聞かせください。

今回の中尾タクシーの統合はペナルティ逃れの方策にほかなりません。その可能性を指摘していたにもかかわらず、統合させてしまったのは、法的な問題がないのかもしれませんが対応策をとれなかったのは町の責任でもあると思うが見解を聞かせてください。

このような策をとった中尾タクシーグループには、不正に対して反省しているとは思えません。お伺いします。このような事業者とのタクシー運賃助成事業の委託契約を、なおも継続されるつもりなのか。車両や乗務員を増やして事業を拡大して、当該業者の穴を埋める覚悟のタクシー事業者もあります。この際、思い切って中尾タクシーグループとの事業委託契約を破棄して、不正は許さないという断固たる姿勢を示すべきと思うが見解をお聞かせください。

10番、現行のタクシー券の記載内容ですが、車両ナンバー、ドライバーの名前等の記載はなかったと記憶しています。今後、同じような不正を防ぐためにもチケットに車両番号、あるいは、担当ドライバーの氏名を記載すべきと思うが見解をお聞かせください。

11番、今後、運賃助成事業委託契約を結ぶ際には、当該事業者に所属している車両ナンバーやドライバーの氏名・年齢など、最低限度の情報を届けてもらうべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

以上を、この場での質問とします。残余の質問に対しては、所定の位置からさせていただきます。

議長(石堂 基君) 庵逧町長。

# 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長 (庵逧典章君) それでは、本日も3名の議員の方から一般質問通告をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、最初の児玉議員からのご質問でありますタクシー運賃助成事業不正請求にかかる、調停事項に実効性の確保という質問に対してお答えをさせていただきたいと

思います。

まず、上月タクシー、平福タクシー、中尾電化センターの3社からの陳謝でございますが、調停条項の第1項に記された内容そのものが、調停条項に合意したことをもって町民への謝意を表したことになっております。したがって、これ以上に謝罪文の提出を求めるようなことはしておりません。

次に、損害賠償額でありますが、25万円という額は、町の調査と、中尾正俊氏が不正を 自ら申告した額とを比較して算出したものであり、不正受領したものに近い額だと判断を しております。中尾正俊氏が上月タクシーを買収したのは、平成31年1月ですが、その不 正を始めたと思われる令和元年10月以降、実際の不正額がこれより多額であることはな いというふうに考えております。

本事件を刑事告訴するか、調停にするかは、町の顧問弁護士である藤田・川崎法律事務所へ、いろいろと相談をして進めてまいりました。

刑事告訴した場合には、証拠が確実に得られた不正受領が損害額となりますので、予備調査から見て 25 万円には満たないことになるというふうに考えています。また、刑事捜査となりますと、一つ一つの利用助成券について、利用者へ1年以上過去の記憶を聞き取ることが必要となりますから、町民への大きな負担となりますし、過去の記憶の中で不確かさが生じてまいります。したがって、町の調査に基づいて 25 万円を賠償させたことは適切であったというふうに考えております。

次の3番目の質問から以降については、それぞれ、重複した内容でお答えをさせていただくことになりますので、まとめてお答えをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、8月2日に行われた佐用町地域公共交通会議の協議の中で、委員の質問に回答する形で、7月18日に上月タクシーと平福タクシーが廃業していることを、神戸運輸監理部から出席をしていただいている委員から報告がございました。

また、6月4日以降の上月タクシーと7月以降の平福タクシーの運賃助成の請求がないことが8月上旬に分かったために、廃業の事実を中尾正俊氏に確認をしていたところ、8月12日に中尾電化センターのタクシー運行業務の経理担当者から、上月タクシーと平福タクシーの両社について、廃業の届けを国土交通省兵庫陸運部、いわゆる陸運局へ提出して、7月半ばに廃業が決まったと、電話で申し出がございました。

3社とも法務局へ届けて登記されている登記簿は、現在も残っておりますが、タクシー 運行の実態はございません。

したがって、上月タクシー、平福タクシー2社については、タクシー運賃助成事業の解約手続きを進めているところであります。

次に、上月タクシーへ1年間の契約停止する行政処分でございますが、行政処分は、調停条項に記載する内容としてそぐわないと裁判所のほうから指導を受けて記載はいたしておりません。よって、7月初旬に行政処分を伝えるため中尾氏へ連絡をし、7月13日に役場で通告する予定でありましたが、現れませんでしたので、7月19日に内容証明付き郵便で通告をいたしました。

通告では、上月タクシーが不正に運賃助成券利用者を乗車させないこと、また、必要であれば、立ち入り監査を行うこと、また、不正な運行が認められれば、今後一切契約を交わさないことを、合わせて通告をいたしております。

処分したタクシー会社の廃業の可能性については、6月の行政報告時に、ご指摘をいただいたところでありますが、顧問弁護士を交えて協議いたしました、町内のタクシー運行では、タクシーの利用のおよそ8割近くが助成券を使った乗車でありますので、契約の停止が経営悪化につながって廃業や統合をすることは、ご指摘のとおり想定がされます。

しかし、予測される様々な仮定を考慮すると、双方の話し合いの中で調停の内容をまとめきれなくなります。

また、まず、町民の交通手段を確保するということを念頭に、調停という手段を取ることは、皆さんからもご了解を得て進めてまいったところであります。

その結果として、不正額の大きかった上月タクシーを処分することを調停の中で相手方に伝えたわけでありますが、平福タクシーと中尾タクシーは、不正件数も額も小さかったことから、様々な判例に精通した顧問弁護士からのアドバイスもいただいて処分を見送ったことは、これまでにも、また、皆さんにもお伝えをしたところであります。

上月タクシーと平福タクシーが廃業となったわけですが、行政処分があったために、経営が困難な状況になっていることが、処分の1つの大きな効力だというふうに考えております。

これからのタクシー運賃助成事業については、まず、町の公共交通のあり方として、タクシーの運行は、必要な交通手段であります。ただし、当然、不正のない運行で町民の外出を支援していただくことが重要であることは、いうまでもありません。

中尾電化センターには、今後、不正をしないよう今回の調停で警告してきましたし、また、助成券を複写式にすること、不定期の監査を行うことで、不正を起こさない仕組みを構築をしております。

しかしながら、今後、さらに不正があれば、おっしゃるように、厳正な処分として、今後、契約を継続しないということを実行しなければなりません。

次に、担当者からお聞きになられた統合という会社経営の変更ですが、これは、これまで、今、説明でお分かりをいただけたと思いますけれども、正しくは、平福タクシーと上月タクシーは廃業であります。

6月からの3社の助成金請求額は、6月、7月、8月の順に、それぞれ、中尾タクシーが36万3,210円、7月が46万6,970円、8月が40万4,400円。上月タクシーが、6月分が1万1,990円、あとは7月、8月、ありません。平福タクシーが、6月15万7,970円で、7月、8月はありません。3社の合計では、6月53万3,170円、7月が46万6,970円、8月が40万4,400円となっております。

3 社が占める助成金の全体の割合は、56%あった平成 30 年から令和元年度が 49%、令和 2 年度が 47%と下降し、今年度 7 月期には 41%となり、さらに、先月、8 月期は 35%と大きく減少をいたしております。

タクシー助成券への乗車記録の記載内容でありますが、ドライバーからの声として、病院前などで停車した場合には、後ろから来る患者や緊急車両などに気遣いが必要で、助成券に記入する事項をなるべく少なくしてほしいという意見をいただいております。

タクシードライバーごとに記載が陸運局から義務づけられているタクシーの運行日誌には、乗降時間、乗降場所、タクシー助成券の番号が書かれております。この運行日誌を参照することで、どなたの利用かが分かりますので、ご提案の助成券へのドライバー名の記載に代えられるのではないかというふうに思います。

助成券を複写式にいたしましたので、不正を起させないためには、利用者がタクシー車 内で表示される運賃と乗降地が正しく助成券に記載されているか確認をして、サインをし ていただくことにあります。この点は、今後も利用者の方へ徹底をしていきたいと思いま すし、町としては、監査でも、しっかりと不正がないかということを確かめてまいります。

最後に、ご提案をいただいた契約時の資料提出は、おっしゃるとおりでありまして、これまでは、最初の契約時や会社の経営者交代の時などに提出をしていただいてきておりますが、毎年の契約時には提出を求めていませんでした。しかし、今回の事件を受けて、陸運局の認可書、届け出た業務車両、運転手、乗務員証、免許証、車検証、法務局の登記簿な

どを毎年の契約時に提出をさせ、より厳正な契約としてまいりたいと思っております。 以上、この場でのお答えとさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長(石堂 基君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) それでは、続いて、再質問をさせていただきます。

まず、調停の相手先ですね、相手先の名前、これは、代表者の名前も記載されているのでしょうか。記載されているとすれば、その代表者の名前を確認させてください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(長峰忠夫君) お答えをいたします。

調停の申立人は佐用町長。それから、相手につきましては、相手方、中尾正俊氏。

それから、利害関係人として、有限会社上月タクシー代表取締役の中尾正俊氏。それから、利害関係人として中尾電化センター代表取締役、中尾正俊氏。利害関係人、有限会社 平福タクシー代表取締役の中尾正俊氏ということになってございます。

[児玉君 挙手]

議長(石堂 基君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) はい、ありがとうございます。

以前から聞いていたのでは、上月タクシーは、社長は息子さんで、平福タクシーは奥さんが社長をされているとお聞きしていたんですけれども、これは、ほんなら間違いだったんですね。いずれも中尾正俊氏が代表取締役ということで間違いないですね。

「健康福祉課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(長峰忠夫君) お答えいたします。

町のほうでも、登記の確認をしておりますけれども、平福タクシーから中尾電化センター、それから、上月タクシーから中尾電化センターへ変わられておりますが、その当時から代表取締役は中尾正俊氏ということになってございます。

[児玉君 挙手]

議長(石堂 基君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) はい、分かりました。ありがとうございます。

そしたら、委託契約書、今回もそうですけれども、それ以前からの委託契約書の名前も、

そのとおり、代表者、中尾正俊氏と記載されているわけですね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(長峰忠夫君) お答えをいたします。

有限会社上月タクシーにつきましては、おっしゃるように代表取締役、中尾正俊氏。それから、有限会社平福タクシーにつきましても、代表取締役、中尾正俊氏ということになってございます。

〔児玉君 挙手〕

議長(石堂 基君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) ありがとうございます。

そうしましたら、調停事項が発効したのは、先ほど、おっしゃいましたように、7月19日だったかな、内容証明で送られた時点から発効したということで、間違いないですね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(長峰忠夫君) すみません。ちょっと、質問が聞き取りにくかったんですけど、 何の発効でしょうか。

2番 (児玉雅善君) すみません。調停事項が発効した。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(長峰忠夫君) お答えをいたします。

調停につきましては、令和3年6月29日に龍野簡易裁判所のほうで、申立人である佐用町、それから、相手方である中尾正俊氏、それから、双方の代理弁護人であるお二人と調停の、調停調書の全文を読み上げていただきまして、それに4者とも合意をするということで、令和3年6月29日に調停が締結されたということでございます。

その同日付で効力も発効されております。

[児玉君 挙手]

議長(石堂 基君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) はい、ありがとうございます。分かりました。 そしたら、もう1つお伺いします。 先ほどの町長の答弁の中にもあったかと思うんですけど、もう一度確認させてください。 中尾電化センターさんが運輸監理部に上月タクシーと平福タクシーの廃業の届けを出さ れたのは何月何日かと。

それから、申請が認可されたのは何月何日か。それを、もう一度お願いします。

## 〔健康福祉課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(長峰忠夫君) 上月タクシー、平福タクシーさんが、国土交通省の兵庫陸運部、 いわゆる陸運局のほうに提出をされた日というのが、こちらのほうでは確認が取れており ませんが、先ほど、町長の答弁の中にもありましたように、佐用町の地域公共交通会議の 中で、陸運局の方から7月18日に廃業がされたということの発言がありまして、その確認 を取っております。

## 〔児玉君 挙手〕

議長(石堂 基君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) はい、分かりました。

そうすると、この廃業された時点というか、調停が結ばれた時点では、もう既に、この 廃業いうことを決められて、実際に動いてはったいうこと、実際ね。

そして、私が確認したところでも、6月に入ると早々に、上月タクシーの車両を見ると、 上月タクシーいう名前が消えていました。 あんどんも無地のやつになっていましたし、ボディーにも上月タクシーの名前入っていませんでした。 もう着々と廃業に詰めて準備を進めていたことになります。

いうことは、本当に、この調停内容ですね、これを完全に、明らかに何の効力もなさな くなるいうことを分かっていたわけですよね。

そういった策を投じてやっている、この中尾電化センターグループですね、これ本当に 真摯に反省しているとは思えません。放っておくと、またまた、同じようなことをやるん じゃないかという気がしてなりません。

そして、もう1点、中尾電化センターのグループ、これ、これは通告にもないし、直接は関係ないことかもしれませんけども、関係するので、あえて申し上げますけども、佐用駅前のタクシー枠、駐車枠に関してもトラブルがあるようなんです。

JRの管理上では、現在は、現時点では駐車枠の権利は中尾タクシーが3枠、さようタクシーが1枠となっておるそうです。

そして、JR の話では、2021 年の4月時点で、上月タクシー2枠、平福タクシー1枠の 駐車枠の権利を中尾タクシー1社で3枠と変更されているそうなんです。

いうことは、これショックを受けて、売り上げが低迷して上月タクシーを廃業したのではなく、電話番号、売り上げ、車両、従業員を共有して、あくまで中尾タクシーと合併したことになるかと思います。

ということは、上月タクシーイコール中尾タクシー、上月タクシー、そして、平福タクシーもイコール中尾タクシーだと中尾本人が主張しているということになるかと思います。いうことは、今、上月タクシーに対して、今後、1年間委託契約をしないという調停になっていますけども、これを中尾タクシーに波及することも可能なのではないかと思いま

すが、その点について、見解をお伺いします。

〔町長 挙手〕

議長(石堂 基君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) これは、法律的な問題が前提にありますから、そのようにしたいとか、このように思うということでは、お話、実際のそうした処分なり、そういうことはできません。

上月タクシーが廃業をされたということは、これは事実であり、それは、後の会社の経営運営については、それぞれの会社の、これは、当然、私たちが関与できないところであります。

実際に、処分が全く効力がないとかというふうに、実態だというふうに児玉議員が、今、 述べられておりますけれども、会社を、私は、こうした会社を廃業をせざるを得ない、私 は、平福タクシーにしても、1つの会社を廃業するということは、やっぱり会社経営の中 では、大きなダメージだというふうに思います。

1つの会社を設立して、そうした、特にタクシー業界とか、そういう運輸局に届けをして営業を行うというのは、大きな既得権なんですね、そういう権利をなくしていくわけです。

だから、実質、やはりこの処分、こうした事件を起こして、こうした処分を受けた、その結果によって、廃業をされたというふうに、私は、捉えておりますし、現実、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、そうした利用者のほうの動向においても、中尾タクシーだけでは、これまでのタクシーとしての利用者の売り上げ、利用者数も確実に減ってしまっております。

だから、その従業員を雇用されるとか、車両を活用されるとか、これは会社の1つの経営的には努力であり、従業員の方も雇用を守っていくということもされている。このへんは、これは、私は、私たちが、それはおかしいということは言えないというふうに思います。

〔児玉君 挙手〕

議長(石堂 基君) 児玉議員。

2番(児玉雅善君) 私から見ると、本当に反省しているというのを認め難いところもあるんですけれども、今後とも、二度とこういうことないように監視を厳しくして、二度とこういうことないように、絶対ないように監視のほうを怠らないようにお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(石堂 基君) 児玉雅善議員の発言は終わりました。 続いて、13番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡議員。

[13番 平岡きぬゑ君 登壇]

13番(平岡きぬゑ君) 13番議席の日本共産党、平岡きぬゑです。 私は、新型コロナウイルス感染症対策について、1項目、質問を行います。 事前の通告から情勢が変わっておりますので、通告と発言が、多少異なるところがある かと思いますが、ご了解のほどをお願いいたします。

現在4回目の緊急事態宣言が8月20日から9月12日まで発せられておりましたが、9月末まで延長されています。

第5波の新型コロナウイルス感染の特徴は、8月に上郡中学校の部活動でのクラスター発生など若者への感染が拡大しています。また、政府の「原則自宅療養」の方針によって、治療が受けられずに新生児の死亡や自宅で母親が亡くなるなど命を落とすケースが相次いで、全国的にあります。

これまで議会のたびに、コロナ封じ込めのため、ワクチンの接種、無症状者の検査と打撃を受けている全ての人に自粛とセットの十分な補償など命を最優先にした抜本策が必要だと指摘し、町の取組を求めてきたところです。

コロナ感染対応と今後の取組について、次に、町長の見解を伺います。

①つ目に、ワクチン接種と社会的 PCR 検査を週 1 回程度実施することについて、町独自で PCR 検査費用への補助の活用状況はどうなっていますか。実施状況についてお答えください。

感染伝播を断つための検査は「いつでも、誰でも、何度でも」の立場で従来の枠にとらわれずに大胆にかつ大規模に行う、特に事業所・学校・保育園・学童保育などの拡充についての町長の見解を伺います。

次に、政府が8月3日、重症者とリスクの高い患者以外は「原則自宅療養」という方針は「自宅に放置」する無責任極まりないものであり認められません。

8月20日の全員協議会で、町の感染者の実態は明らかにされませんでしたが、町内の状況は、現在、どうなっておりますか。

医療機能の充実、在宅医療を支える体制の強化が必要です。特に妊産婦に対する対応についてどのようになっているのか、実態を明らかにお願いします。

- ③つ目、10代の新規感染者が急増しています。その下、保育園・小学校・中学校の感染 防止対策はどうなっているかを伺います。行事等の取組は、実情どうなっていますか。
- ④点目、緊急事態宣言で、営業時間の短縮、休業などの要請は2年にわたって続き、業者の資金繰りは限界ではないでしょうか。事業所の実態を明らかにしていただきたい。

全国知事会は、国の持続化給付金や家賃補助の再度の支援を求めています。国の制度に 準ずる町独自の支援制度について町長の見解を伺います。

以上、よろしくご回答お願いします。

議長(石堂 基君) 庵逧町長。

#### 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長 (庵逧典章君) それでは、平岡議員からの新型コロナウイルス感染症対策について のご質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染につきましては、兵庫県の新規感染者数が8月18日に1,000人を超え、以来、1,000人を超える日が続いておりました。最近では減少傾向にあるものの、まだ多くの感染が確認され、医療のひっ迫が懸念をされております。

龍野健康福祉事務所管内でも連日 10 人を超える感染者の報告がされ、9月 19 日現在の 累計 1,251 人となっております。佐用町内では、累計で 82 人となっております。

また、4度目の緊急事態宣言が8月20日に発令、9月30日まで延長されているところでありますが、町内での感染者の確認など、コロナウイルス感染拡大防止に向けて、ワク

チン接種や地方創生臨時交付金の活用による経済支援や感染症対策に努めてきたところで ございます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、7月13日に65歳以上の方への集団接種を終え、現在約6,346人、率にして約94%の方が2回の接種を完了をされております。また、<math>8月3日以降、町内の8医療機関の協力を得て、<math>65歳未満の方の予防接種を順次進めてまいりました。

9月 12 日には、約 500 人の集団接種を終え、現在、12 歳から 64 歳まで 1 回目接種を終えられている方が、6,646 人で 80.5%、2回目の接種を終えられている方は 4,342 人で 52.6% となっております。

この 64 歳未満の方の接種は一旦 10 月 3 日で終了することといたしておりますが、その時点で、約 83%の接種が見込まれております。年代別では、50 代 60 代では約 90%、30 代 40 代では 74%、10 代 20 代で約 61%となっております。全体で 80%以上のワクチン接種が完了することで、新型コロナウイルス感染症の発症に効果を発揮し、まん延の防止を図ることができているというふうに考えられておりますが、現に 70 歳以上の方の感染はほとんど確認されておらず、10 代から 40 代の感染者が多い状況でございます。

10 代未満の感染も多く確認されていることからワクチン接種の有効性が高いことが伺われますが、町では今後においても会場、日時等を限っての接種となりますが、ワクチンの供給が確認され次第、町内の医療機関で継続して接種をしてまいる予定でございます。

それでは、順次ご質問にお答えさせていただきます。

まず、①点目のワクチン接種と社会的 PCR 検査を週1回程度実施することについて、町独自で PCR 検査費用への補助の活用状況はどうなっているかとのご質問でございますが、これまでにも同様のご質問に対しまして、お答えをしてきておりますが、高齢者や介護施設の PCR 検査については、感染者の確認されていない時期も含めて定期的な検査を県の助成を受けて実施をされている施設もございます。

また、事業所、学校・保育園・学童クラブなどにおいては、今後、感染者が確認された場合は、新型コルナウイルス感染症検査費助成金交付を活用していただいて、検査を受けた方には助成をさせていただきます。現段階では1件の申請があり助成をさせていただいております。

しかし、PCR 検査をして仮に陰性であったとしても、その時点が陰性であり、翌日に陽性になる可能性もあります。いつ・どこで感染するか分からない状況の中で、PCR 検査を実施するよりも、ワクチン接種をした上で新しい生活様式による感染予防対策を徹底することが大切であるというふうに考えおります。

また、各施設や学校・保育園・職場などにおいて検温や体調管理、施設内の消毒などを行い、発熱や風邪症状がある職員は勤務を行わないようにしていただいております。

②点目の重症者とリスクの高い患者以外は「原則自宅療養」という方針は「自宅に放置」という無責任極まりないものであり認められないということで、8月 20 日の全員協議会では町の感染者の実態は明らかにされていないが、町内の状況はどうなっているかというご質問でございますが、龍野健康福祉事務所管内で、感染者のうち、10 代の無症状の方は自宅療養とされております。軽症、中等症、重症の方は、症状に合わせて、宿泊施設、入院施設等を調整していただいて隔離をされている状態であります。自宅療養されている方については、パルスオキシメーター、酸素飽和度測定器ですね、酸素の飽和度測定器を貸し出して健康管理の目安としていただいて、健康観察の際に報告をされております。

それでは、③点目の 10 代の新規感染者が急増している。保育園・小学校・中学校の感染防止対策はどうなっているのかということと、行事等の取組はどうかということについてのご質問にお答えをいたします。

保育園では、アルコール消毒、手洗い、うがいの徹底とマスクの着用、毎朝の検温を職員、園児共に実施をしております。保育室や遊戯室、職員室には加湿空気清浄機を設置し、また、通園バスには天井設置型の空気清浄機も導入しております。さらに、工作活動や給食の際の飛沫防止としてパーテーションの購入も予定しております。園での活動の際はクラスごとに時間を決め、密にならないよう、園児同士の距離を適正に保つよう保育士が指導をしております。運動会など行事等につきましては、緊急事態宣言中は中止することといたしております。また、まん延防止重点措置期間には参加を1世帯2名までとして時間を短縮して実施をする予定としております。

小中学校では、緊急事態宣言下で2学期を迎えることになったため、8月に臨時の校長会を開いて、文部科学省、県教育委員会からの通知やガイドライン、チェックリストを示し、より一層の警戒を強めて、新学期に臨んでいただいたところであります。

校内で感染を拡大させないためには、何よりも校内にウイルスを持ち込まないことが重要でございます。そのために、保護者の皆様には、毎日、家族での検温や健康観察をしていただき、児童生徒だけでなく、家族に発熱等諸症状や勤務先での感染が判明した場合は、登校を控えていただくようお願いをしているところで、緊急事態宣言下であっても、学校教育活動を止めないために、各校とも感染予防対策の徹底に取り組んでおります。

学校行事についても、9月の行事を延期や中止、内容変更の措置をとっております。

中学校では、11 日に予定していた体育祭を 16 日あるいは 18 日に、また、小学校は 26 日に予定していた運動会を 28 日、29 日の平日に変更して、密を避けるため保護者及び一般参観のない学校体育行事として実施をいたします。 9 月下旬に予定をしていた中学校の修学旅行も、11 月下旬に延期をいたしました。

その他の行事についても、対面での授業効果を生かしつつも感染対策を最優先に考え、 各校で工夫しながら実施を考えております。

④点目の緊急事態宣言による事業者の実態と支援についてでございますが、まず、事業所の実態についてでございますが、昨年4月7日に最初の緊急事態宣言が発出されて以降、本町においても8度にわたり飲食店の営業時間の短縮や休業が要請をされております。事業者への影響は飲食店のみならず、飲食店へ商品を卸す食料品販売事業者をはじめ、外出の自粛により衣料品販売事業者や美容院など様々な事業者に影響を及ぼしているところであります。

これらの影響による事業者の資金繰りについてでありますが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている資金繰りの支援措置として実施をされておりますセーフティネット保証・危機関連保証制度が昨年3月より継続して発動されております。これは、町が売上減少の認定を行い、前年の売上と比較した売上の減少率によって、保証料の減免や県の制度融資が利用できるものであります。通常であれば年間数件程度のところ、昨年度は1年間で206件の申請がありました。今年度4月以降には12件と、昨年と比較しますと、大幅に減少しておりますが、継続して売上減少が続いているものと思われます。

また、佐用町商工会におきまして、新型コロナウイルス感染症に伴う被害状況調査を実施していただいております。この調査への回答を見ますと、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた昨年2月以降、あらゆる業種において売上減少が継続して続いていることが見受けられます。

次に、国や県では、これまで休業や時短要請に応じていただいた飲食店等への協力金や、緊急事態措置などに伴う外出自粛等の影響により、月ごとの売り上げが前年または前々年と比較して50%以上減少した事業者に、中小法人等で月額最大20万円、個人事業者等で月額最大10万円を支給する月次支援金などで事業者への支援を続けております。これらの申請状況については、県と町が協調して実施してきましたが、休業要請事業者経営継続

支援金と時短要請に係る新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の第1期につきましては 申請のあった事業者を把握しておりますが、それ以降の協力金は県単独で実施をされてお り、また、国が実施しております月次支援金についても申請状況は、公表されておりませ んので、町としては把握はしておりません。

このような状況の中、事業者や商工会を通じた情報では、非常に苦しい中でもこれらの施策を活用し事業継続をしていただいており、現在まで新型コロナウイルス感染症が直接の原因で廃業をされた事業者の情報はございません。

続いて、事業者への支援についでございますが、町といたしましても、これまでの商工業者応援金の支給、プレミアム付商品券の発行、商業者経営支援事業、キャッシュレスサービスの導入支援、商店街ポイントシール事業、テイクアウトチラシの発行、事業所の消毒支援、移動販売車の運営補助など、商工会にもご協力をいただきながら、きめ細かな支援策に取り組んでまいったところであります。これらの施策で十分であるとは、当然、考えておりませんが、これだけ影響が長期化すると町単独で事業を実施するには限界がございます。

今後も国や県、商工会等と連携を図りながら、新型コロナウイルスの影響を受ける事業 者の支援策を継続して検討する必要があるというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長(石堂 基君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) それでは、再度お尋ねします。

1つは、①で質問した、回答としては、町独自の PCR 検査の実施する制度をつくっていることについて、補助の活用状況は、先ほどの回答では1件のみというご回答だったかと思うんですけれど、その点は、もう1度確認したいんですけど、そうなんでしょうか。

実際に、活用しにくい制度だったという、結果的には、どういうことなんですか。これからも、この検査制度そのものは、まだまだ、必要な制度ですから、継続していくものと思いますけれど、そのへんも含めて、活用しやすいものにしていくという改善をされるのかどうか、実態と、それから、現状と、それから、これからのその制度を、より皆さんが活用できやすい補助制度にしていくということについてのお考えをお尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長(石堂 基君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) この新型コロナウイルスの対策として、実際に感染をしているかどうか、非常に皆さん、誰もが不安になって、それを確認する方法として PCR 検査、抗原検査、こういう方法があるわけですけれども、先ほどの答弁でもさせていただきましたけれども、実際、その検査を受けた時点で陰性であるかどうかというのは分かるわけですけれども、このような、今、感染が、ポツポツと、どこで感染するか分からないような状況の中では、本当に、例えば、1週間ごとでも、ずっと継続していかなければ本当の効果はないと、効力はないということにもなりますし、その PCR 検査に非常に頼って、PCR 検査が必要だという、全国で、これ全員やれというよなことが、主張されたんですけども、実際、私は、PCR 検査自体の効力について、最近、この結果を見ていると、非常に疑問に思

っているところがあります。

それは、今、家庭内感染が、非常に多いんじゃないですけども、実際、感染の率から見ると、家庭内で濃厚接触をして感染が、その中で広がっていくというのがあるんですけれども、そういう場合に、濃厚接触の場合に PCR 検査を、まず行います。その PCR 検査の結果、家族は陰性ですよと、大丈夫ですという結果が出るんですけども、でも、何人かは、そのうち、4人のうちに1人は陽性になったと、でもほかの方は、陰性になったと。でも、同じ生活をしているから、どうもおかしいと不安ですから、また、2回目の検査をされるんですね。そうすると、1回目に検査した人が陰性であっても、2回目が、また、すれば、陽性が出る状況が非常に増えています。

それから、その時に出なくても、もう1回すると、また、陰性だった人が陽性になる。ただ、じっと同じ生活しているからじゃないんですよ。その時には、隔離をして、ちゃんと、対策をしていても、なかなか、PCR 検査の結果というのが、そういうふうに、陰性から陽性に変わっていく、検査の時間の経過によって、まあまあ、こういうこともあって、私は、どこまで PCR 検査を信用していいのか、実態として、内々に、こういうところで感染があって、検査をしましたけれども大丈夫でしたと。でも、後から、もう1ペん検査をすると、陽性になりましたというようなところがあって、先ほど、答弁させていただきましたけれども、PCR 検査だけに頼るよりか、やはり全体的な、こうした基本的な感染防止の対策を、ずっと取っていくということが、一番、私は必要であって、だから、余計、一般の人も、そんなに感染が爆発的に、この地域内で広がっているわけじゃありませんから、もし、その健康的に、そういう発熱があったり、症状的におかしかったら、すぐに検査をし、医療、診察を受けると、そういうことで、対応することが、一番適切ではないかなというふうに思います。

議長(石堂 基君) 健康福祉課長、検査の活用状況について。

健康福祉課長(長峰忠夫君) そしたら、今、件数が、先ほどの町長の答弁の中で1件という ことで、ご報告をさせていただきました。この件について、ご回答いたします。

新型コロナウイルス感染症の検査費助成要綱という要綱に基づきまして、補助金のほう を出させていただいております。

それで、この対象になる方なんですけれども、感染者と1メートル以内に15分以上接触した方で、龍野健康福祉事務所で、濃厚接触者ではないということで判定された方が、対象になるということでございます。

ですから、単に旅行に行くとか、帰省をするとかということで、PCR 検査したいということで、有料であっても、それらの方については対象にはならないということにさせていただいております。

あくまでも、勤務先で感染者が出たけれども、私は、濃厚接触者じゃなかったんですけれども、感染拡大するおそれがあるので、何とか検査を受けたいというような思いの方が対象になるということで、考えていただければと思います。

それで、費用なんですけれども、PCR 検査の費用が、おおむね 2 万円から 3 万円ぐらいかかるそうなんですけれども、そのかかった費用の 3 分の 2 を補助対象としておりますが、PCR 検査では上限が 1 万 5,000 円。それから、抗原検査では上限が 4,000 円ということで、補助の上限を設けております。

そういうことで、この補助制度を用いましてから、これまでに、そういったことで、検査をされた方が1件ということなんですけれども、龍野健康福祉事務所のほうでも、管内での感染を防ぐという目的で、陽性の方が発生しましたら、聞き取り調査等を入念にされ

まして、濃厚接触と認められる方については公費で検査をされているということでございますので、実態としては、そういうことになるかなというふうに考えておりますし、あとご心配になられましたら、町の健康福祉課のほうにご相談もありますが、町のほうが、どなたが接触者かというのが、なかなか分からないという部分もございますので、先ほども言いましたように、今のところは1件の申請ということで、なってございます。以上です。

## 〔平岡君 挙手〕

議長(石堂 基君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 今の話になっている要綱ですけれど、基づいて、実際に1件のみ実施されたということで、そもそも会社とかで保健所の濃厚接触者に当たらない方の声を実際にお聞きして、今回の要綱は、それを救済するのにふさわしい制度ができてよかったなと思ったんですけれど、その当時は、まだ、できていませんでしたので、その後は、そういう会社とか、そういう広いと言いますか、濃厚接触者に当たらない人が多数いるというような状況の下での感染ケースはなかったと、幸いなかったということなんですね。結局は。

# 〔健康福祉課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(長峰忠夫君) 先ほども言いましたように、龍野健康福祉事務所のほうで、濃厚接触者かどうかというのは、確認を取っておられますし、佐用町の場合、実際の感染者の人数というのも多くはございませんので、そういったことから、件数としては、今のところ1件ということでございます。

## 〔平岡君 举手〕

議長(石堂 基君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) PCR 検査を全国的に広くして、感染者を減らすという意味で、根本的解決をするためには、症状が出ない人の発見を、早期に発見して、そして、封じ込めていく、そのために、必要な検査という位置づけのもとに、大規模な検査を実施するべきだということを提案しているというか、実際にやるべきじゃないか。実際に発症して濃厚接触者であるとか、その周りの人という後の対応ではなくて、積極的な感染を封じ込めていく方法として、ワクチン接種と並んで重要な取組だという考えで必要に迫られて要望しているわけで、町長の PCR 検査の効果、疑問があるということだったんですけど、それは、ずっと要望している、最初から、そういうお考えは知っているんですけれど、残念ながら、デルタ株、最初の頃の感染と、また、変異して、非常に感染力が強くなっている、そういうものが蔓延しているわけで、何としても、それを早く、時間的にも早く解決していって、普通の生活に戻るためには、私は、やっぱり検査というのは必要だという、そういう立場にあります。

考え方は、そこのとこで違うわけですけれども、そういう立場ですので、これからも、 実際に新型コロナ感染者を封じ込めるために、重要な対策として、佐用町の要綱が、もっ と活用できたらいいな。そういう方向で活用する方向があるんじゃないかなということも 思います。

PCR 検査については、その程度にします。

それで、国に対してですけれど、原則、自宅療養を、軽症の方についてはするということで、軽症で済んだらいいんですけれど、現実には亡くなる人、病院にもかかれずに亡くなっていくというケースも具体的にありました。

こういうことに対して、国に徹底して、責任を取ってもらうという意味で、意見を上げていってほしいんですけれど、この点については、撤回を求めていくことについての見解は1回目の回答で聞きましたか、ちょっと、その点が、もう1回お願いします。原則自宅療養というのは、国として、きちんと撤回をして、責任を持って、コロナ感染を封じ込めていく対策を、全力で頑張っていくんだというふうに、やっていくように、方向づけしていくように、自治体の長としても意見を上げてほしいんですが、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長(石堂 基君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) そういう対策につきましては、私たち、町が、直接国へというよりか、当然、全国の知事会とか、そういうところからも、国のほうへ、そういう機会に、そういう意見がなされております。

特に、佐用町の現状から見ると、そうした自宅療養と必要な医療が受けれないというような状況には、今、ないわけですから、それは、そういう形が出てくれば、それからでは遅いと言われるかもしれませんけれども、全国の中では、そういう例が生まれてきた、それが心配されていることは分かりますけれども、特に、自宅療養の場合に、今、子供、やはり、これは生活、子供の世話から見ても、小さな子供を、そうした施設、ホテルなり隔離をしてということは、やはり子供に対する非常に大きな負担になります。親にとっても非常に、そういうことができない。だから、やはり家庭で見るしかないと、私は、思います。その場合はね。

ですから、最近、そうした、乳児まで感染した例も聞くんですけれども、ほとんどが無症状。親が感染していて、濃厚接触として検査をすると陽性になったと。でも、子供さんの場合は、特に無症状であったり、簡単な、ちょっとした風邪のような症状が出ても、すぐ治まってしまう、元気だと、そういう子供を、絶対だめだと、自宅療養はだめだというようなことは、これは私は、逆に、本当に不合理ではないかというのが、問題のほうが、子供さんや家族に対しての負担が大きすぎると思います。

ですから、その場合は、家庭で、ちゃんとケアをして、それに対して、ちゃんと経過を保健所なりが経過を観察を、きちっとしていくという、これが必要だというふうに思います。

それは、やっぱり、その症状なり、特に若い人たちについては、確かに、若い人も重症 化絶対しないということはないと思いますけども、医療の現場から見ても、医療のスタッ フの皆さんが、重傷者なり、また、中等症の方への医療に対して、非常にご苦労されてい るような状況の中で、若くて元気で、ほとんど症状が改善しているのに、ずっと、そうし たところに隔離しなきゃいけないと、これは、ちょっと私は、現実としておかしいなとい う、問題があるなというふうには思いますね。

〔平岡君 挙手〕

議長(石堂 基君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 町長に対するあれはですが、ほかにも聞きたいことがあるので、次に行きたいと思いますけれど、妊産婦に対するワクチンとか、そういう接種の関係については、ご回答が、質問はしていたんですけれども、どのような状況かということについて、回答がなかったかと思うので、その点は、実態として、特に、妊産婦に対する対応、どうなっているかということで、これはケースがないとか、いろいろ実態がどうなのかということをお聞きしているので、いかがですか。妊産婦の関係お願いします。

[健康福祉課長 挙手]

議長(石堂 基君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(長峰忠夫君) お答えをいたします。

妊娠されました場合に、妊娠届のほうが役場のほうに提出をされるわけですけれども、その方が、今現在、31名の妊婦の方がいらっしゃいます。それで、その届出を出されました時に、保健師でありますとか、栄養士でありますが、健康管理、それから、栄養管理等々のアドバイスをさせていただいておるんですけれども、その方々のワクチン接種の状況を、ちょっと調べてみましたけれども、妊娠される方、20代、30代の方が多いんですけれども、先ほど、9月 13 日現在で、ワクチン接種をされた方の全体、計画上終われば 83%になるという答弁をさせていただきましたけれども、20代の方が 71%。それから、30代の方が 74%の方がワクチンの1回目を終えておる。あるいは、2回目の予約を既に済んでおるという方々ですけれども、妊婦の方につきましては、31名のうち 13名の方がワクチンを接種、1回はされているということで、割合にしますと、約 42%ということになってございます。

対して、その妊婦の方のパートナーの方、配偶者の方なんですけれども、31 名のうち、25 人の方が既にワクチンを接種されているということで、こちらについては、80.6%ということで、同年代の方よりは妊婦の配偶者のほうがワクチン接種が高いということで、それは、やはりコロナ感染すると家庭の中で妊婦がいらっしゃるので、そこは気をつけたいという思いがあって、そういう高い率にはなっているのかなと思います。

それで、妊婦の方につきましては、先ほども言いましたように、町のほうで健康管理とか栄養管理のほうのお話はさせていただいておりますけれども、ワクチンを接種するということに対してのご心配がある場合には、かかりつけのお医者さんにご相談をされてというようなことで、指導のほうをさせていてだいております。

そういった中で、今言いましたように、同年代の方よりは、少し低いというような結果が出ているかなというふうに感じております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長(石堂 基君) 平岡議員。

13 番(平岡きぬゑ君) ワクチン接種の予約の関係なんですけれど、妊産婦の関係で、今、 お答えいただいたんですが、今、町は、回答の中で、今、止めているというんですか、そ れは、ワクチンの供給が、まだ、国のほうから確定していないからというのが大きな要因 ですか。その点、確認したいです。

## 〔健康福祉課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(長峰忠夫君) ワクチンの関係ですけれども、今現在、進めておりますのが、 8 医療機関で接種をしていただいております個別接種、こちらにつきましては、9 月 29 日 まで。

それから、集団接種、先日、9月 12日に行いましたけれども、その第2回目を 10月 3日、日曜日に行います。それで、そのワクチンに対しては、予約枠がいっぱいになったということで、今のところ止めてございますが、次、入ってくるワクチンにつきまして、1箱 195 瓶、回数にして 1,170 回分なんですけれども、10月 1日に入ってくるということが確定をしてございますので、続いて、10月 4日、月曜日から、そのワクチンを接種するという計画を既に立てております。

今日、記者発表のほうをさせていただいて、予約のほうも今日の深夜、18日、土曜日の12時以降からインターネット予約を受付をいたしますし、電話予約につきましては、受付センターのほうで、3連休明けの9月 21 日から受付をさせていただくということで、計画をしてございます。

それで、接種をしていただく医療機関なんですけれども、先ほど言いましたように、これまでは、8 医療機関で接種をしておったんですけれども、10 月 4 日以降につきましては、佐用中央病院、それから、佐用共立病院、その 2 病院での受付をさせていただくということで、医師会と相談させていただきながら、両病院にもお願いをしているところでございます。

議長(石堂 基君) 先ほど、18日の12時から受付を開始すると答弁されましたが、18日零時ではないですか。健康福祉課長。

健康福祉課長(長峰忠夫君) 訂正いたします。18日の深夜零時ということでございます。

[平岡君 挙手]

議長(石堂 基君) すみません。平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 町内は、人口も少ないということもあろうかと思うんですが、国からのワクチンの供給も住民の皆さんの要望に応えられるという対応ができているということで、その点は、安心なんですが、この周辺の自治体でも町内出身の家族の方が非常に予約が取りにくいとか、まだまだ、1回目の予約が取れないと言って、焦るというような声も聞いていて、切実な声聞いているんですよ。その方、佐用町の方では、住民の方ではないので、対応の仕方がないんですけれど、大きな自治体、周辺でも、なかなか大変な状況が、まだまだあるということで、ワクチンの関係は、それは、町の関係については、はい、分かりました。

コロナの感染症、佐用町の場合、感染者が少ないですけれども、言われている症状の1つとして、回復した後の後遺症が残る方が中にあるということをお聞きしていますが、そういう例は、佐用町の場合、感染された方の経過ですが、その後、そういうような問題が

生じているとか、そういうことはないんですか。全国的な傾向として、そういう方もある ということを伺っているので、佐用の場合はどうでしょうか。伺います。

# 〔健康福祉課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 健康福祉課長。

健康福祉課長(長峰忠夫君) お答えをいたします。

陽性になった方につきましては、龍野健康福祉事務所のほうで、自宅とか宿泊療養施設、あるいは入院というふうなことでされておるんですけれども、医療機関のほうに入られてから後のことにつきましては、ちょっと町のほうに情報のほうが来ておりませんので、はっきりした傾向ということについては、申し訳ございません、ちょっと、把握ができておりません。

## [平岡君 挙手]

議長(石堂 基君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) コロナの感染症対策は、兵庫県の龍野健康福祉事務所が、私たち佐用町の窓口というか、保健所が対応されているわけですけれど、ピークの時期には、それぞれ応援隊を出すとかして、対応されたということも聞きましたが、現在、保健所、かつて佐用町にも保健所がありました。もっと、保健所を、感染症の今回のコロナ対応などでひっ迫する状況が生まれてくる中で、保健所を増やしていくということについて、現在の状況のままでよしとするのか、もっと、今のところ感染をされている方少ないんだけど、そういった事情は、龍野健康福祉事務所管内ですけれども、どんな状況なんでしょうか。もっと、スムーズにというか、町民、住民が安心できる、今後のために、コロナだけではなくて、いろんな感染症が、これからも発生するかもしれないので、そういう将来のためのことも含めて、どんなような状況なんでしょうか。検討されているとか、どういう状況が、あれば、回答お願いします。

〔町長 挙手〕

議長(石堂 基君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) こうした対応について、この特に、今現在の問題になっている健康 福祉事務所、感染症の中でも指定された感染症は、そうした保健所が中心になって、保健 所で調査をしたり、また、医療機関との連携を取って対応をしていくという、この体制、 そういうことで、確かに、何も、そういう感染症が、そうした事例がない時には、特別に 大きな問題がなかったんでしょうけども、今回、一気にそうした状態が生まれた時に、混 乱していく、非常に人員的にも、足らなくなるのは、これは当然だと思います。これは、 1つの行政の1つの健康部門における行政です。

だけど、ほかの分野でもそうですね。災害なんかにおいても、災害起きれば災害対応していく職員というのは、その時には、本当に現場は非常に混乱していきます。

でも、現在は、そういうことで応援をしたり、いろんなことで乗り切っていかなしょうがないんですけれども、今、感染がかなり、まだまだ続いておりますけれども、龍野健康

福祉事務所のほうから、そうした、今、どうしても対応できないというような声は聞いて はおりませんし、応援を依頼されることもありません。

ただ、県としても、やはり、そうした県内の医療体制、保健体制として、今後のこうした健康福祉事務所のあり方、対応ということについては、当然、いろいろと、これから考えられると思いますし、対応されるとは思いますけれども、やはり、どの部署においても、いろんなことを想定していくと、今の行政職員体制では、不十分だというふうになってしまうんでしょうけれども、でも限られた財源、財政の中で、今後も、ずっと持続していこうとすると、それは、いつも理想的なというのか、これが絶対、要望されるものが全てが満足できるという、そういう形は、なかなか、どんな部門でも取れないのも同じだと思います。

一番大事な生命にかかわることだから、最優先だと言いながらも、やはり、それは、限 定、条件の中での今後の対応だというふうには思っております。

〔平岡君 举手〕

議長(石堂 基君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 保育園や小学校、中学校における、その感染症の対応について、先ほど、答弁の中で、了解はしたんですけど、1点だけ、保育園なんか、おもちゃとか、子供たちが触るものに対して、除菌というか拭いたり、子供たちが触るところを、ちゃんときれいにしていくというような、そういう作業が、従来、コロナがない時とは違う、特殊な作業というか、仕事が増えていると思うんですけれど、近隣の例ですけれど、中学校では、学校の先生方の業務、日常の子供たちへの学習のこととか、そういうことで大変なので、そういったコロナの感染を予防していくような、そういうきめ細かなケアの部分については、いろいろ応援隊を派遣してもらったりして、対応している例をお聞きしたりするんですけれど、佐用町の場合は、そういう除菌をしたりすることに対して、特別のことを考えているとか、実態としては、どうなんでしょうか。特に、困っていることはないですか。

〔教育長 举手〕

議長(石堂 基君) 浅野教育長。

教育長(浅野博之君) 除菌というか、毎日の消毒については、それぞれ、担任のほうが自 分のクラスについてはしたり、また、共有の部分についても分担して、トイレとか、手す りとか、そういったことは、毎日しております。

確かに、今までは、そういう作業がなかったんで、負担にはなっているとは思いますけれど、どうしても仕方ないという意見は聞いておりませんので、何とか、子供たちのためということで、頑張っていただいているところでございます。

13番(平岡きぬゑ君) はい、分かりました。

〔平岡君 举手〕

議長(石堂 基君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 経済対応の関係なんですけれど、1つは国民健康保険、コロナに感染した場合、事業主に対しては、その制度上、国の改正上ですけれど、支給がされないというような制度になっているんですけれど、傷病手当など、そういう事業主に対しても支給される制度のことについて、関係する人が現在のところないかもしれないんですけれど、そこらへんの見解がありましたらお伺いします。

議長(石堂 基君) すみません。

私、ちょっと、進行上、質問の内容が把握できなかったので、恐れ入りますが、もう少 し具体的にもう一度お願いします。

13番(平岡きぬゑ君) 国民健康保険の制度は、議会でも改正はされたんだけど、加入者の人でコロナに感染した場合、傷病手当が出るんですけれど、その出る対象者が事業主に対しては出ないという制度になっているので、感染する人が従業員というか、事業主に対しても対象に入れるようにというのを要求しているんですが、この点について、何か見解がありましたら、コロナの、今後のことで、制度改正をしていくようなことを考えておられませんか。そういうことです。

ちょっと、通告の項目に上げていなかったので、分かりにくかったかもしれません。

〔住民課長 入場〕

議長(石堂 基君) 課長、お願いします。

住民課長(山田裕彦君) 担当が住民課でございますので、私のほうでお答えをさせていただ きます。

平岡議員おっしゃいますように、事業主に対しても、独自に傷病手当金ですとか、その 代わりになる給付をしている自治体がありますが、ごく少数という状況でございます。

それは、やはり、各自治体の判断によるところでございまして、佐用町におきましては、 現在の国保の状況等を鑑みまして、事業主に対しましては、国のもともとの制度によりま す被用者に対してのみ傷病手当金ということになってございますので、事業主に対しての 支給ということは、現時点では考えていないというところでございます。

13番(平岡きぬゑ君) はい、分かりました。

〔平岡君 挙手〕

議長(石堂 基君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) はい、すみません。分かりました。その点は、了解します。

今後、また、課題として改善できたらなということで、今後のことで取り上げていきたいと思います。今日のところは以上で、その点については終わりますが、商工会で、いろいろ緊急事態宣言の中で、事業者の皆さんの長期化で非常に状況が大変だという中で、経済的な点で、事業主さんに対する、いろんな様々な国県の制度が行われ、また、町独自でも行われてきているところなんですけれど、先ほど、商工会でコロナに関係して被害の実態調査も行ったということで、それは、必要な被害の調査の実施だったと思いますけれど、その調査の内容については、もう少し、内容的に紹介ができるものであれば、ちょっと、

お聞きしたいなと思いますが、商工会が行った被害の実態調査の内容について、お示しい ただけませんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 商工観光課長。

商工観光課長(真岡伯好君) 実態調査というか、アンケートを実施しているんですけれども、 今、アンケート調査そのものの詳しい資料は、本町のほうにもあるのはありますけれども、 今、ここには持ってきておりません。いつでも事務所へ来ていただければ説明ができる状 況ですが、今、ここに手持ちはございませんが、全体的に言えますのは、相当売り上げが 落ちて厳しい状況であるという全体的な傾向としての結果になっていることについては、 間違いございません。

〔平岡君 挙手〕

議長(石堂 基君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 国の制度などは、前年度とか、前々年度の事業実績に対して、いわゆる率が50%以上減少したとか、同じ大変さでも、その率をクリアしないと制度としては受けられないという制度も具体的に、どれというあれではないんですが、そういう国の制度は、ままありますので、町が、商工会が実態調査をされる中で、50%までに行かないけれどというような実態があるんだったらと思ったんですね。その状況が分からないので、推定ですけれど、50%に届かないけれど、前年度に比べて収入が30%であるとか、40%であるとか、減少しているケースが多いというか、傾向であれば、ぜひ、その国の制度に準ずる形のものを、町としても考えて救済していく方法もあるんじゃないかと思います。そういう点で、実態調査をされた、ぜひ分析をされて、国の制度に準ずるものを町としても考えて、事業者の方を救済していくという方向で、そのアンケート調査も活用していってほしいなと思います。

それは、私の意見ですので、何か、回答がありましたら、お願いします。

[商工観光課長 挙手]

議長(石堂 基君) 商工観光課長。

商工観光課長(真岡伯好君) 当然、コロナの対策につきましては、そういったものを、十分 参考にさせていただきながら、商工団体の代表でございます商工会とも、そういったこと を、こまめに調整いたしまして、対応策のほうを考えているところでございます。

それと、制度につきましては、50%以上減少された方というのは、1つの、今でしたら、 月次支援金という支援制度があるんですが、その場合は50%以下ということになっており ますが、ほかの飲食店や遊興施設、そういったところについては、例えば、休業された方 への休業支援金と言いますか協力金、そういった制度については、ずっと続いて、今でも 継続されて実施をされております。

金額は、その時によって、若干、変わっておりますけれども、そういった休業に対する 協力金制度も現在も継続されて実施されております。

## 〔平岡君 挙手〕

議長(石堂 基君) 平岡議員。

13番(平岡きぬゑ君) 事業者の方々の救済のその一時金の1回限りの国の制度を、それで終わりにしてしまっているので、コロナの感染状況は、まだまだ続いているので、事業者の人の実態に即した支援が充実されるように、きめ細かな対応を、また、町としても事業者の人たちの声に沿って、声をまた、国に上げていってほしいと思います。

そのことを言って、今回の質問を終わります。以上で終わります。

[町長 挙手]

議長(石堂 基君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 今、最後に、そうした支援、1回限りのということを言われました ので、課長も申しましたように、国としても、こうした緊急事態宣言があったり、まん延 防止対策の措置期間に対して、継続して、これずっと支援が行われているわけです。

ただ、今、佐用町のほうに、どこのお店が、どれぐらいの支援が受けられているとか、そういうことは、県でされておりまして、町のほうには、全く、そうした通達はありませんけどね、だから、そういう意味で、私は、本当に事業者の方々、非常に幅広い、全ての事業者の方に大きな影響があるんですけれども、そして、厳しい状況で、苦しい状況に置かれていることは確かです。

ただ、やっぱりそれに対して、国も、これ本当に、国として、できない国もあると思いますよね。だから、日本の国というのは、本当にこれだけ経済的には、やっぱり豊かな国なのかなというふうに思うところもあります。

かなりの、これずっと休業しているのに対して、毎日、毎月のこれを続けていく、ただ、 このことが、本当にいつまで、これができていくのかなという心配もあります。

でも、今のところは、継続しながら、こうした、かなり、ある意味では、日本の国の今の 実態としては、その力として、国の力の中では、非常にかなり手厚いことが、やっぱり考 えられて、支援をされているということは、これは言えると思います。

13番(平岡きぬゑ君) 終わると言ったんだけど、町長が答弁したので。いいですか。

議長(石堂 基君) 平岡議員。

13 番(平岡きぬゑ君) すみません。終わりたかったんですけど、1回限りと言ったのは、 持続化給付金のことを指して言ったので、その後の事業者に対する様々な制度があるので、 そこらへん、一括して1回限りと言ったわけではありませんので述べておきます。 以上で終わります。

議長(石堂 基君) 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。 お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(石堂 基君) します。

ご異議なしと認めます。ただ今から休憩を取り、再開は午後1時と

午前11時40分 休憩

午後01時00分 再開

議長(石堂 基君) 休憩を解き、会議を再開します。 引き続き、一般質問を行います。

4番、千種和英議員の発言を許可します。千種議員。

〔4番 千種和英君 登壇〕

4番(千種和英君) 議席番号4番、千種和英です。

本定例会最後の一般質問になりますが、質問をさせていただきます。

佐用まなび舎農園の経営改善3カ年計画、初年度を終えての成果は。

昨年9月議会でも、まなび舎農園の経営状況や、産業としての農業振興に関する質問を、 また、以前よりその経過について質問をしています。

次世代農業モデルとしての三土中学校跡地を活用して、佐用・IDEC 有限責任事業組合が平成 28 年 12 月よりトマトの定植を開始、栽培・出荷・加工に取り組み、住民及び農業経営に参入予定の企業への横展開を想定されていましたが、残念なことに簡易キャッシュフロー上、2018 年度末では約 3,000 万円、2019 度末では約 2,600 万円の経常赤字となっております。簡易キャッシュフローというのは、土地の取得価格や固定資産税、施設建設費等の償却を含まない決算額で、このままでは横展開どころか自立した事業継続も危ぶまれます。対策として令和 2 年度からの 3 カ年、令和 4 年度末には収支均衡を目指した改善改革に取り組むとの答弁でした。

その初年度を終えた時点での成果について確認をさせてください。

まず、昨年度の収穫量・売上高・売上原価・売上総利益・営業利益・経常利益と今後の見通しについて。

ジュース等加工品、百貨店ギフト商品、イオン等での販売実績と今後の見通し。

地域特産物販売拠点での販売実績と今後の見通し。

低段密植栽培の原点回帰による品質・収穫量の推移と見通し。

佐用高校と連携によるジャム、ドレッシングパウダーの販売実績と今後の見通しについて。

また、昨年の答弁で、経営会議での収量重視か品質重視かとの経営方針をしっかりと指摘するように担当職員に指示をした。OB職員を専任で担当職員としているとのことでありましたが、同一職員なのか。その職員の担当の期間が短く中長期的な視野での経営に取り組むのは難しいのではないかと思いますが、現在の町長の見解を伺います。

再質問と残りの質問につきましては、議員席のほうからさせていただきます。

議長(石堂 基君) 庵逧町長。

〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長 (庵逧典章君) それでは、千種議員からの佐用まなび舎農園の経営改善3年計画、

初年度を終えての成果についてのご質問にお答えをさせていただきます。

千種議員からは、これまでもたびたび佐用まなび舎農園の運営についてご質問をいただいておりますので、答弁の内容が繰り返しになる部分がございますが、ご了承をお願いしたいと思います。

佐用まなび舎農園は、佐用・IDEC 有限責任事業組合が運営をし、約 6,000 平米の面積を持つ大規模ハウス型の農業施設で、三土中学校跡地を活用して組合が建設したものでございます。

同組合が申山と秀谷で建設・運営している太陽光発電は順調に発電を続けており、売電収入による町への配当金を町民の皆さんにも還元していることはご承知のことでありますが、佐用まなび舎農園事業については、この太陽光発電事業収入による安定した組合経営を基礎に、組合のチャレンジ事業、また、未来を見据えた新しい農業事業として取り組んだものでございます。町内から12名、宍粟市からは3人の従業員の方が勤務いただいており、働き場所の確保にもつながっているものでございます。

しかしながら、これまでにも、たびたび、ご説明をさせていただいているとおり、当農園の現在の収支状況は、太陽光発電事業収入で補完している状況でございまして、ご質問のとおり、令和2年度からの3カ年計画で様々な改革に取り組み、収支状況の改善を目指しているところでございます。

以上を踏まえまして、それぞれのご質問にお答えさせていただきますが、まず、昨年度の経営状況全般につきましては、収穫量が 34.2 トンで、売上高は 2,675 万 3,000 円でございました。栽培方法を低段密植栽培に変更することにより、収穫量は減少をいたしましたが、年間を通じて大きな病害虫等の発生もなく、品質のよいトマトが収穫できたこと、地元スーパー等への販売拡大を行ったこと等によりまして、売上高は約 300 万円増額いたしております。また、売上原価が 5,629 万 6,000 円、売上総利益はマイナスの 2,954 万 3,000 円、営業利益もマイナス 4,373 万 6,000 円、経常利益はマイナスの 4,372 万 5,000 円でございます。なお、減価償却費を含まない簡易キャッシュフローベースでは、マイナスの約 2,460 万円となり、前年度まで交付されていた地方創生推進交付金を除いた金額で比較をいたしますと、約 840 万円程度の収益改善となっております。

次に、ジュース等加工品、百貨店ギフト商品等の販売実績と見通しについてでございますが、コロナウイルス感染症の影響でイベント等の催しが開催されなかったことにより、トマトジュースの販売高は約 204 万円で昨年の約 35%となっておりますが、町内の直売所やギフト店での売上げ、ふるさと納税の返礼品としての需要があり、今後も佐用町の特産品の1つとして位置づけ、引き続き販売に力を注いでまいりたいというふうに考えております。

次に、佐用町内での地域特産物販売拠点等での実績についてでありますが、フレッシュトマト、ジュース、ジャムを合わせて約 160 万円程度であり、売上額全体からみれば大きな割合ではありませんが、町民の方の日常の食卓用として、また、佐用町を観光で訪れていただいた方のお土産として、さらには、町民の方が地元の特産品として贈答にご利用をいただくなどの役割を果たしております。

また、町外では「みつ、ちくさ、しんぐう、あいおい」などの道の駅にも出荷をしており、これで約 100 万円程度の売上げになっております。町内や近隣の出荷先につきましては、従業員による配送を行っておりまして、運送経費が削減できることから、今後も販売を継続するとともに、さらに販売額を拡大できればというふうに考えいるところでございます。

続いて、低段密植栽培の原点回帰による品質・収穫量の推移と見通しについてでございますが、栽培面において、過去には販売収入を上げるために収量を重視して長段栽培を行

った時期がございましたが、結果的には農園の設備に見合っておらず、茎間が密接すぎてトマトと茎が擦れ合ったり、空気の循環が悪くて湿度が高くなり、カビの発生がみられるなど、作業工程の増加に相反して質の悪いトマトになってしまうという悪循環が発生をいたしました。

令和2年度は、低段密植栽培の原点に立ち返り、品質が確保できるトマトの収穫と、作業工程の低減を目指して栽培を実施しているところであります。

その結果、収量は計画の 30 トンに対し 34.2 トンとなり、前年度の収穫量約 40 トンからは減少したものの、売上金額につきましては、逆に対前年度で約 300 万円の増となっております。

年間を通して収穫量をみてみますと、上期は計画収穫量をオーバーしたものの、下期は計画収穫量が未達となりました。全体では計画収穫量を若干上回ったという状況でございます。これは、昨年11月以降の低温のためにトマトの成長が遅れ、1月から3月の収穫量が減少になったことが原因でございます。

冒頭にも申し上げましたが、昨年度は年間を通じて大きな病害虫やカビ等の発生もなく、 品質のよいトマトが栽培できましたので、これを的確に分析して、栽培管理のさらなる改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

具体的には、販売単価の高い9月10月に高品質のトマトを多く出荷できるように定植・ 潅水管理等を行いました。また、一般的に糖度の高いトマトが収穫できる1月から3月に かけて、これまでのデータを活用しながら、温度管理等についても、さらなる改善を行っ ていきたいというふうに考えております。

しかしながら、千種議員も十分ご承知のとおり、野菜、果樹等の栽培は天候によって大きく左右されます。これまで経験した病害虫の被害については、今のところ防ぐことができておりますが、今年の8月中旬からの天候不順により、トマトが光合成を行わずに成長がストップしたり、トマトが割れたりという影響も出てきております。今後も、予期せぬ事態で品質・収穫量が悪化することも想定をされますが、一つ一つにしっかりと対処して、収支の改善を目指してまいりたいというふうに思っております。

次に、佐用高校との連携によるジャム、ドレッシングパウダーの販売実績と見通しについてでございますが、トマトジャムは佐用高校家政科と連携して製作を行い、イオン4店舗、姫路の大津店、龍野店、赤穂店、山崎店での販売を開始した後、町内直売所・近隣の道の駅・銀ビルストアー等でも取り扱いを始めていただいて、昨年度の販売実績は、1,369個となっております。

特に直売所では、地域の特産品として好評価を受けておりますが、量販店においては他の大手メーカーの価格の安いジャム等が多数販売されておりますので、販売量はあまり伸びないというのが状況であります。

この加工品の製造に至った経緯といたしましては、どちらかというと農園の収益向上を 狙ったというよりも、高校と民間事業者等との連携による高校生の学びの場への貢献、ひ いては高校の魅力化といったことが主眼ではありますが、トマトジャムの原料は、店頭に 出せない規格外のサイズのトマトや、大量に収穫しなければならない時期に収穫したトマ トを冷凍保存したものであり、余剰トマトの有効活用にもつながるために、今後も製造を 続けた上で、直売所やスーパーを中心に販売を継続してまいりたいというふうに考えてお ります。

なお、ドレッシングパウダーにつきましては、商品化する前の見本市での試食調査における反応や、製造費用・販売見通し等の面から、商品化は見送っているところでございます。

最後に、担当職員に関するご質問でございますが、今年度から新たな再任用職員を LLP

の担当職員として任用をしております。前任者とは3年での交代となっておりますが、この新たな職員についても、これまでに担当課の中で、責任者として農園との関りを持ってきた職員でもあります。

また、まなび舎農園の運営につきましては、この職員に加え、IDEC株式会社のLLP総括担当、また、栽培の担当、販売担当、まなび舎農園の管理者のほか、佐用町企画防災課職員3名による月例会議を開催をして、農園の栽培・販売・管理運営状況の確認や、収支の改善に向けた取組について、協議を重ねております。

このほか、この農園の業務に限ったことではございませんが、企画防災課の職員においては、通常の業務時においても、担当の再任用職員との連携を密にしながら、今後の農園運営等について継続的に共通認識を持って取り組んでおりますので、体制的に問題があるとは認識はいたしておりません。

いずれにいたしましても、3カ年で計画している農園の収支改善の取組がスタートして、 最初の1年が経過をしたところでありまして、1年目としては一定程度の経営改善が実行 できたというふうには考えておりますが、引き続き、栽培、販売、そして、管理運営等、全 ての面において、さらなる見直しを図り、さらなる農園の経営状況改善に向けて取り組ん でまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともご理解とご協力、ご支援をよろ しくお願い申し上げたいと思います。

以上、この質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

## 〔千種君 挙手〕

議長(石堂 基君) 千種議員。

4番(千種和英君) 昨年の9月にも質問させていただきましたが、今回も同様に3点に分けて、先ほど、答弁の中にもあったんですけど、まず、生産面について、そして、2点目が販売について。そして、3つ目が今後の展開、事業継続、地元の連携、地域の効果等々についての質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、具体的な数字を述べていただきましたが、やはり、ちょっと、見させていただくと、非常に厳しい数字なのかなというふうに思います。

収穫量につきましては、34.2 トンということで、昨年 40 トンから減ったんですけれども、質のいいものができたということで、それは、売上げで、約 300 万円の売上高が上がっているということは、まあまあ、これは目標にされた数字でよかったのかなと思うんですが、当初、計画段階では、収穫目標が 70 トンというところからいきますと、半分以下の収穫であります。それで、今後の経営が成り立つのかどうかというのが、非常に疑問なところなんですが、この生産において、昨年も質問させていただいたんですけども、まず、この農園の売りは高品質な糖度の高いトマトができるということでありました。

夢茜というブランドで売れる高単価で販売できるトマトが生産できるというために、これだけの投資をしているということだったんですが、なかなか、一昨年の話、昨年の質問の中では、夢茜で販売できるクオリティーのトマトが少なかったということで、実は、スーパーのほうで、ちょっと安価で舞茜というコモディティ商品、B級商品というんですか、ちょっと糖度の落ちた商品を販売しているということだったんですが、昨年の生産で、この夢茜、そして、ちょっと、そこまで届かない品質の舞茜、また、先ほど言われました加工品、ジュースとかにした加工品用の商品というのは、どれぐらいな比率で生産をされていたんでしょうか。

# 〔企画防災課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) 失礼いたします。

昨年度の生産のブランド別と言いましょうか、その比率でございますが、主に百貨店向けの夢茜が約10%。主にスーパー向けの舞茜が23%。あと、地域の特産物販売店等になりますが、いわゆる委託販売に出しております、名称はとまらんトマトという名称で出しておりますが、これが約58%。ジュース等の加工品が9%程度。あとジャムが1%程度と、こういうような比率になってございます。

ただし、夢茜品質のものというのでございますが、これ1粒1粒レーザー計測で糖度を 測ってございます。

実は、スーパー等に卸しております舞茜についても、実は、7%以上の糖度のものも、おそらく含まれておると思いますが、これについては、作業効率と言いますか、作業工程の数の関係で、そこまでしないということで、舞茜を出しておりますので、夢茜品質のものが、どれぐらいの割合かと言われますと、その夢茜と舞茜の中からということになりますので、ちょっと、そこの正確な数字というのは分からないというのが実情でございます。以上です。

## 〔千種君 举手〕

議長(石堂 基君) 千種議員。

4番(千種和英君) 当初、計画段階から話を聞いていた場合には、やはり、その夢茜という高品質、高価格で売れるから、これだけの投資をしても施設園芸として成立するという話だったんですけど、そのへん、これ 10%舞茜で売れる、当初言われていた 230 グラム 598 円というのが、僕、頭離れない単価なんですけれども、そういった価格で売らずに、スーパー商品、また、加工品等々で販売をしていきながら、昨年の数字を聞きましても、収穫量は減っているんですけれども、売上高は上がっているということなんですが、これは、将来的に、経営的には何とかなるという見通しで、こういった形の数字で栽培されているんでしょうか。

## [企画防災課長 挙手]

議長(石堂 基君) 企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) まず、一番当初、70トンというお話ございましたが、農園の設備を考えますと、現在のところ、そこまでというのは、正直なところ収量としては厳しいと思っております。

この70トンという数字よりも、実際のところ、やはり一番大きく当初からの計画からずれておりますのが、ジュースの販売と、それから、ジュースにかかるトマトの使用量との関係で、ここの部分というのが、非常に大きく影響をしているのではないかなというふうに考えております。

確かに、夢茜品質のものが、たくさん取れたとしましても、逆に、それだけ高単価のものを、百貨店のほうが、販売ができるかと言いますと、そこも、なかなか難しいところが、

正直なところございますので、ここについては、安定的に収量を取りまして、やはり百貨店、それからスーパー、地域特産物の販売店等、バランスよくやっていくしかないのかなというふうに思っております。

一番ネックになっておりますのが、スーパー、百貨店については、やはりある時期、ない時期というのがあるのを嫌われるといいますですか、やはり一定期間、一定量を定期的に納入をしていただけるところを所望されているというふうに聞いてございます。

ですので、このあたりが、最低限、高単価で出せるところを、どこまで高い収穫量を持っていけるかというのが課題になっております。

現状では、一定程度、その部分をクリアしながら、その一定量に届かない分については、 いわゆる委託販売のところに出しながら収量を確保していると、そういった状況でござい ます。

# 〔千種君 挙手〕

議長(石堂 基君) 千種議員。

4番(千種和英君) これ今、販売じゃない、生産についてお聞きしているんですけども、 先ほどの答弁の中にありました売上原価ですね、5,629 万幾らというお話だったんですけ れども、実は令和元年度は 4,300 万円。その前年が 3,800 万円。その前年が 4,100 万円と いうことなんですけれども、非常に昨年、令和 2 年度は 5,600 万円ということで、売上げ の原価がかかっております。

これについては、どういった形、どのような経費がかさんでいるのか。生産に対しての 経費がかかっているのか。反対に販売に対しての経費がかかっているのか。

昨年、質問させていただいた時には、この9月、10月、高単価で売れるといった時に、何でしたっけ、台風の影響でハウスを修理する必要があったので、なかなかちょっとというので修理費もかかったということだったんですが、これ売上原価が1,000万円以上上がっているというのは、これは、どういった要因なんでしょうか。

## 〔企画防災課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) 失礼いたします。

ちょっと、前年、前々年等の数字の出し方の資料を、ちょっと手元持ってございませんが、ちょっと、あまりにも開きが大きいので、今回、売上原価という形で報告させていただいた 5,629 万円というのは、正式な売上原価という数字なんですけれども、おそらく、同じ基準で比較したもので言いますと、令和元年度の分が売上原価が約 6,300 万円ということですので、ちょっと、その時の数字の報告の仕方が違っているのかもしれませんが、前回は、おそらく、その販売手数料とか、そういうものも引いた形で、もしかしたら報告していたのかもしれまれませんが、ちょっと申し訳ございません、手元に数字がないので、申し訳ございませんが、分かりません。

〔千種君 挙手〕

議長(石堂 基君) 千種議員。

4番(千種和英君) 同じような計算式をしたら、前年が 6,300 万円で 5,600 万円ということは、経費の削減をされているということなんでしょうけども、このへん、どのへんの経費が削減できるのか。反対に言えば、数年たつので、ギリギリのところまで経費は削減しているのでできないよということなのか分かりませんけれども、このへんも販売額を上げるのと同時に経費の削減には取り組んでいただきたいと思います。

そして、販売に関してなんですが、売上高が 2,400 万円から 2,675 万円ということで若 干上がっております。その中で、当初、計画の時から聞いておりました高品質を百貨店等々 で販売するということだったんですが、なかなか僕もこの事業始まって以来、神戸市内の 百貨店等々も頻繁に顔を出すようにしているんですけれども、なかなか見ることがなくなった。当初、販売していたところでは見ることがなくなった。

また、これだけ前年以上には売れているので並んでいるのでしょうけれども、舞茜というのも近隣のスーパーも、僕も割と野菜の売り場を見に行くんですが、なかなか目にすることがない。そして、道の駅等々、販売をされているんですけれども、当初からすると並んでいる量が全然少ないということなんですけれども、根本的に売り先、販路というのが、大きく変わっているんでしょうか。

# [企画防災課長 挙手]

議長(石堂 基君) 企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) 今、千種議員ご指摘の点ですけれども、百貨店で言いますと、 おそらく神戸のほうのお店のことを、多分おっしゃっているんだと思いますが、現在のと ころ、そのお店については、卸をしておりません。

百貨店については、現在、一番多いのは大阪の阪急系列でございます。

あと、スーパー関係ですけれども、マルイさんでありますとか、マックスバリュさんでありますとか、銀ビルさんでありますとか、そういったところでございます。

あと、委託販売では、めぐみの郷さんとか、阪急オアシスさん、こういったところが、 量としては大きい卸先という形になっております。以上でございます。

# 〔千種君 挙手〕

議長(石堂 基君) 千種議員。

4番(千種和英君) その卸先、今、聞かせていただいたんですけれども、それと同時に、近隣のほうでは、社員のほうが配達をしている。ですから、コストがあまりかかっていないということなんですけども、僕も事業経営している立場からすると、割と従業員の人件費というのが非常に高く感じられるんですけれども、先ほど、出てこなかった卸先、議会で、ちょっと現場を視察させていただいた時に、「バスの八百屋」のコンテナか、日本農業研究所、農総研というところのコンテナ等々があったんですけど、そのへんの販路というのは、今、お取引というのはあるんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) 過去に農総研さんについては、取引をしておりましたが、委託 の販売手数料等の関係から、現在のところは取引をしていないというふうに伺っております。

## 〔千種君 挙手〕

議長(石堂 基君) 千種議員。

4番(千種和英君) 先ほど、生産についてと販売についてということで、質問させていただきましたが、これもどちらという明確な答えが出るかどうか分からないんですけれども、今後、やはり経営を安定していこうとした場合に、たくさん売って、売上げを上げてくださいというのは、一番なんですけれども、じゃあ、それには生産がついてこないですよという話もあるかと思います。

反対に言えば、生産量が、今、いっぱいいっぱいで、売れるところは十分売っているんですよという考え方もあろうと思いますけれども、3年計画の1年が終わり、今年も約半年終わっております。どちらのほうの改善、当然、両方なんでしょうけれども、このままのペースで生産を続けていき、販路的にも、今のままでやっていくと、このへんが順調に推移するというふうにお考えなのか、どちらのほうに大きな課題があるんでしょうか。

## 〔企画防災課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) まず、これまでと言いますか、昨年度、取り組んできましたのは、栽培面においては、先ほど、町長の答弁の中にもございました農園の設備にあった低段密植への回帰をしまして、収量重視から品質重視へ戻していくと、こういうことを取り組みました。

あと、栽培スケジュールを改編しまして、高値で取引される時期に、よく大量に取れるようにというようなことをやってきております。

また、販売面では、委託販売からスーパーなどへの買取りのほうになるべく持っていけるようにと、そういったような取組をしております。

また、農園の管理面と言いますか、運営面では労務費の適正管理ということで、具体的に言いますと、選別機等を導入しまして、なるべく省力化を図るというようなことも取り組んだうえに、また、先ほども申し上げましたが、近隣については、自前で配送を行うということで、運送経費の削減などを行ってきたところです。

1年目ということでございますので、やはり改革の効果が出やすいという、最初は出やすいので、先ほど申し上げたように、800数十万円程度の改善を見られたわけでございますが、今後は、だんだん改善の余地がなくなってくる可能性もございますが、引き続き、この後は、先ほど、千種議員おっしゃった、まず、栽培面でございますけれども、さらに計画的に株間を短縮していきまして、収穫量もこのままというわけではなくて、少しずつ、様子を見ながら上げていくということを計画をしております。

それと、やはり委託販売になりますと、大変手数料が、どうしてもかかってまいりますので、この委託販売の量を可能な限り減らしていって、買取りの比率を上げていく、これをやっていきたいというふうに思っております。

それから、昨年度、カビや病気ということが、大きなことは発生せずに済んでおります。だんだんと、データの蓄積も進んでおりますので、三河地域の特性に合わせた栽培処方を確立していくということと、やはり冬季は暖房代が非常に経営を圧迫します。これについては、限度はあろうかと思いますが、どこまでが夜、気温、ハウス内の温度を上げなくても済むかというところにもチャレンジしていくというようなことで、経費の節減も図っていくというようなことと、あと、昨年度は、ちょっと、安全を見まして、夏季に定植を行いましたトマトについて、水を絞るところ、それから、やりすぎるところというのを、あんばいを安全を見ていきましたので、秋に、ちょっと玉が大きくなりまして、品質のほうに、問題があるというわけではないんですが、玉が大きくなってしまったというようなことがございまして、委託販売の比率が高くなってしまったというような事例がございます。今年度については、そのへん、水の絞り方を調整しながら、適切な大きさの玉が取れておりますので、こういうことを着実に積み重ねながら、今年度、来年度と改善を図ってまりたいと、そういうふうに思っております。以上です。

## [千種君 挙手]

議長(石堂 基君) 千種議員。

4番(千種和英君) 次に、これも計画段階から町長がずっと言われていましたように、地域への効果、地域との連携等々おっしゃっていただきました、そのへんの成果で言いますと、昨年、この9月に質問させていただいた時に、佐用高校の連携、実習等々はどうなっていますかという質問をさせていただいたら、この9月の時点ではしていないけれども、年度内に2回程度の実習をするということだったんですけれども、このへんの高校の連携であったり、実習等々については、どのような成果があったでしょうか。

## 〔企画防災課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) 佐用高校さんとの農園での研修・実習事業でございますが、昨年度は10月27日に、まず、1回目を3年生の栽培専攻の方、18名を対象に実施をしております。

この時には、施設園芸とトマト栽培の基本という講義が、まず、ありまして、その後、 トマトジュース、ギフト商品の梱包作業ですとかといったことが内容となっております。

2回目は、今年に入りまして2月3日、これは農業科学科の2年生全員を対象にしまして、33名ということでございます。この時には、佐用町の概要とまなび舎農園の概要の説明をした後、農園、実際見ていただきまして、その後、ブランディングとか、パッケージの役割とか、そういった講義を行っております。

これ、ちょっと、今の順番で行きますと、順番が逆のような形なんですが、意図としましては、2年生の3学期に農業科学科の全員の方に参加いただいて、その方たちが3年生になった時に、今度、栽培専攻の方々に対して、もう少し突っ込んだといいますか、詳細な内容を研修すると、そういう流れで研修を実施しているものでございます。以上です。

## 〔千種君 挙手〕

議長(石堂 基君) 千種議員。

4番(千種和英君) 計画段階では、佐用高校には農業科学科がある、そこの卒業生が、こういった農業に携わってもらえればという希望的な観測もあったんですが、現実からしたら、そういった就職等々があったんですか、なかったんですかと同時に、家政科のほうもジャムづくり等々にかかわっていただいておりますが、そういった生徒さんの進路には、なり得てないんですかね。

〔企画防災課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) これについては、農園立ち上げる時には、当然、将来的には、この農園が横展開できた暁には、そういったことに取り組んでいただける方が、農業科学科もございますので、できれは、それは最高なことだというふうな夢もございますし、今も、そうなれば一番いいと思っておりますが、残念ながら、正式に就職したとか、そういった事例はございません。

ただ、今はないですけれども、夏休み期間中に佐用高校の方がアルバイトをしたいというお申し出がありまして、これ受けていいものかどうか分からなかったので、高校の先生に聞いたら、いやいや、それはもうぜひ受けていただいていいですということですので、そういう形でアルバイトに来られた、そういった実績はございます。以上でございます。

〔千種君 挙手〕

議長(石堂 基君) 千種議員。

4番 (千種和英君) ぜひとも、そういった高校生の進路先になるように頑張っていただ きたいと思います。

その時に、もう1点、企業ですね、横展開ということで、当初は、それこそ、佐用町内の 方々が、こういった農業をされないか。現実的には、ちょっと、投資額が多いので、この ままの体制では無理なので、町長の答弁の中には、規模を縮小してだとか、ちょっと商品 を変えてとかという話もあったんですが、当初、立ち上げの時、担当課の課長でしたか、 話をしたら、企業から問い合わせ等々あるんですよという話だったんですけど、今現在は、 ちょっと、経営もなかなか大変な中ですけれども、そういった企業からの問い合わせ、オ ファー、何とか、こういった事業をやりたいというような問い合わせ等々はあるんでしょ うか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長(石堂 基君) 企画防災課長。

企画防災課長(江見秀樹君) 失礼します。

現在のところ、農園に直接、あるいは、役場のほうに直接、そういった、やりたいというような問い合わせのほうは、ここ最近はないように思います。

ただ、佐用町ではないんですけれども、IDEC さんのほうで、そういう問い合わせがあ

るかというところについては、ちょっと、現在のところは承知しておりません。以上です。

## 〔千種君 挙手〕

議長(石堂 基君) 千種議員。

4番 (千種和英君) 今回、3カ年計画の1年が終わった後ということで、1年目の総括 ということで、数字的なことも聞かせていただきました。

現状で言うと、1年というんですけども、今、もう1年半経過がしております。決して、 1年目の成果が、僕自身、満足できる数字ではないんですが、着実に改善はされておりま す。

何とか、この3年計画の中で、ちょっと大変なんですけれども、V字回復していただいて、何とか経営が成り立つように、また、その地域の皆さんの仕事の受け皿であったり、若者の仕事の受け皿になるように頑張っていただきたいということをお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きましての質問をさせていただきます。

県立佐用高校の地域協働による魅力化に取り組めないか。

明治 39 年 4 月に佐用郡蚕糸伝習所として設立され、100 余年の歴史と伝統を持つ県立佐 用高等学校は、佐用郡唯一の高等学校であり、その教育課程を修了された多くの卒業生は 佐用町内にも在住され地域を支えてくださっております。

ただ近年のその運営状況は決して楽観できるものではありません。

平成 18 年には農業科と畜産科が統合され農業科学科となり、定員も減少しました。近年は志望者、受験者数、入学者数が定員割れを心配する状況も起こっております。

地域にある高等学校を守るという意味だけではなく、高等学校がなくなることによる、定住人口減少、将来の労働人材の不足、地域の担い手不足、姫新線・智頭線等の利用者減による鉄道の維持等、その影響は多方面にわたり取り返しのつかない、計り知れない大きなものとなることは容易に想像ができます。

ただ、この状況は佐用町に限ったことではなく、少子化の進む全国各地でも発生をしております。ただ、そういった中でも地域と協働して高校を魅力化する活動が行われ成果を上げている地域もあります。その事例を学び、佐用町も協働して佐用高校の魅力化に取り組めないでしょうか。町長の見解を伺います。

議長(石堂 基君) 庵逧町長。

#### 〔町長 庵逧典章君 登壇〕

町長 (庵逧典章君) それでは、千種議員からの2つ目のご質問でございます佐用高校の 地域協働による魅力化について、お答えをさせていただきたいと思います。

初めに、佐用高校の普通科、農業科学科、家政科の定員と生徒数の現状をご説明をさせていただきますと、定員は、普通科が120名、農業科学科40名、家政科40名で、令和3年4月時点の生徒数は、3年生が普通科105名、農業科学科33名、家政科35名の計173名。2年生が普通科110名、農業科学科40名、家政科37名の計187名。現在、1年生が普通科86名、農業科学科37名、家政科27名の計150名で、近年、定員割れや生徒数が減少傾向にあります。

また、町外から通学する生徒が全体の約7割を占める状態になっており、議員のおっし

ゃるとおり、これが定住人口の減少や地域の担い手不足など、地域の衰退につながってい くことが憂慮されるところでございます。

このような現状を踏まえた上で、ご質問にお答えさせていただきますと、県立佐用高校との連携、協働については、第2期佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略の重点施策事業として、県立佐用高等学校と連携した人材育成と地域活性化を挙げており、次代を担う人材育成と地域に根差した地域活性化のキーステーションとしての学校づくりを支援するとともに、新たな地域資源を活用した地域活性化のための、県立佐用高等学校と連携した事業の実施を行っていくとしております。

現在、役場各課においても、多種多様な場面で佐用高校との連携を行っているところで ございますが、特徴的な連携・協働事例として主に3点をご紹介をさせていただきたいと 思います。

1点目は農業科学科との連携についてでございますが、佐用まなび舎農園が供用開始した平成 29 年度以降、まなび舎農園におけるハイテク技術を活用した次世代農業プラントによる新たな農業モデルを学んでいただくために、研修・実習事業を実施しております。昨年度実施した内容をご紹介をさせていただきますと、3年生の栽培を専攻している生徒を対象に、まなび舎農園で施設園芸とトマト栽培の基本と題して、環境制御技術を活用したトマト栽培の農法や理論についての講義や、ハウス内において環境制御設備が実際にどのように稼働しているかというような点を見学するなど、次世代農業技術に対する理解を深めていただきました。また、2年生を対象に、生産された製品のブランディングの重要性を学んでいただくために、パッケージの役割や商品を認知してもらうための方策等について講義を行いました。将来の農業を担う可能性を秘めた農業科学科の生徒たちへの講義や実習を通じて、新しい農業のあり方に興味を抱き、農業への経営意識を持った人材が少しでも増えることを願っております。そして、このような人材育成のお手伝いをすることが、少しでも高校の魅力化等にも寄与できればというふうに考えております。

次に、2点目は家政科との連携についてでございますが、佐用高校は、文部科学省が実施する地域との協働による高等学校教育改革推進事業に採択をされまして、食を通じてローコスト・ハイクオリティ社会の実現を目指すプロフェッショナル人材の育成をテーマに、家政科を中心にした地域との協働による研究事業に取り組んでおり、これをきっかけとして、町と佐用高校との間に連携協定を締結して、地域課題の共有と解決に向け、これまで以上に連携を強化しているところでございます。この研究事業は、令和2年度から4年度の3年間で、生徒が行政や地域と関わりながら、特産品による商品開発、健康寿命の延伸、安全安心なまちづくりの3本柱を目標に課題研究に取り組んでおります。

具体的には、佐用風土と連携した商品開発に加え、高齢者への高校生訪問サービス、防災学習や防災食の開発、高校生カフェや高校生レストランの実施、介護施設での介護体験実習などを行うものでありまして、地域密着型のカリキュラムの実施を通じて、生徒の地域への愛着と学びを深めるとともに、ひいては、これが町や高校の魅力化にも通じるものと考えております。

最後に、3点目ですが、本町においては、人口減少と高齢化が加速しており、将来の商工業を担う起業家の発掘が課題の1つであることから、町を担う若い創業者の掘り起こしの狙いとして、学生向けの起業セミナーを今年度初めて実施をいたしました。8月25日に行われたセミナーでは、佐用高校から2名の生徒が参加をし、地域課題の解決に向けたビジネス案の作成方法などを学びました。このセミナーは12月に開催するビジネスプランコンテストに向けて実施したものでありまして、この2名の生徒もコンテストに参加し、ビジネスプランを発表してくれる予定となっておりまして、この取組も地域と協働した高校魅力化の活動の1つであるというふうに思います。

なお、今年度は、町の第2次総合計画の後期基本計画を策定いたしますが、この中で、 佐用高校にご協力いただければ、生徒を対象としたアンケートの実施も考えており、これ から社会に羽ばたいていく若者が、地域の現状や将来にどういう思いを抱いているのかを、 計画案の際の参考としていきたいと考えているところであります。

当然のことながら、佐用高校は県立高校でありますので、第一義的には兵庫県及び高校自身がその魅力の向上等に努めていただくことが本来でありますが、当高校は佐用町唯一の高校であり、また、ご質問のとおり、本町にとってはなくてはならない存在でありますので、町としても今後も引き続いて様々な形で連携・協働を図りながら、魅力ある高校づくり・まちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

## 〔千種君 挙手〕

議長(石堂 基君) 千種議員。

4番(千種和英君) 冒頭に、佐用高校の実情についての数字、詳しく述べていただきました。僕自体も調べさせていただいたんですけども、今年度、令和3年度の4月で言いますと、全県下で県立高校への充足率、定員に対する入学者が96.2%ということで、定員数のほうが学生より多いのか。また、それは、県外、私立等への入学が多いのか分かりませんが、96.2%でございました。

ただ、佐用高校におきましては、全県で 96.2%の充足率におきまして、普通科については 70.8%。農業科学科につきましては、全県の農業系の学科で 83.4%に対しまして 87.5%。家政科におきましては、全県で 75.7%に対しまして、佐用町は定員に対して 43.5%の生徒数でございます。

なかなか佐用高校への進学が少ないという中で、今回の質問をさせていただくのに当たって、当然、佐用町において、佐用高校が非常に大切なので、佐用高校に入学していただきたいというのもあるんですが、やはり、それぞれのお子さん、また、保護者の方々の考えもございます。進学先、自由でございます。いろんな目的があって、いろいろな学校を選ばれておりますので、それに対して意見を持つものではありませんけれども、何とか佐用高校を維持させていきたいということで、質問させていただくことだけ冒頭に、ちょっと付け加えをさせていただいております。

その中で、佐用町内の4校の中学校からの進学者数を調べていただきました。

昨年、令和2年の4月は4校で116人の中学3年生がいらっしゃったんですけども、その中から佐用高校への進学が58名。ちょうど50%でございました。

今年の春、令和3年の4月は118名の中学3年生がいらっしゃったんですけども、その中から佐用高校へ入学されたのが48名ということで、40%の佐用高校への進学率でありました。

先ほど、言いましたように、やはり、いろいろな目的があって、いろいろな学校を選択されることは、非常にいいことなんですけれども、今、中学校の教育現場において、中学校3年生、高校を選ぶ際の条件、学力なのか、スポーツ、以前から僕も一般質問でも提言させてもらっていますけれども、スポーツや文化の部活動をしたいからほかの学校へ行くのか。また、それ以外に要因があるのか、そのへん、ちょっと、中学校の現場としては、何か把握はされているでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長(石堂 基君) 浅野教育長。

教育長(浅野博之君) それでは、中学校の現状について、お答えしたいと思います。

先ほど、千種議員も言われているように、学びたいことが学べるようにということで、 学区も広がりましたし、そういった観点から、以前行けなかった姫路方面やその他、いろ んなところに進学している子もおりますが、ただ、行きたくても行けない子も中には、若 干おりますので、例えば、不登校であって、大集団の中ではなじめなくて通信制に行った り、それから、低学力の子であったりいう子もおりますので、中学校としては、その子に 一番あった形を、どこなのかというのを考えて、本人の希望、それから、家族の希望も含 めて進路指導をして、現在に至っているところですが、学校現場としましては、やはり不 登校対策をするとか、学力向上に向けてするのが義務教育の中での一番やるべきことかな というふうには思いますし、学びたいことが学べるということで、町外に出る子について は、よりその個性を伸ばすというのか、そういう意味でもいいんじゃないかなというふう には思います。

一概に、佐用高校、僕も大事やと思うんですが、佐用高校に行けとも強制するわけにもいきませんので、救えるところが一番できる手立てとして頑張っていっているところです。

## [千種君 挙手]

議長(石堂 基君) 千種議員。

4番(千種和英君) 先ほどの教育長の意見にも、私自身も賛同でございます。

やっぱり、学びたいことがあるというのを、やっぱり地元に縛りつけるというのは、今の現代の教育では、ちょっと、おかしいのかなと思いますので、それは、全然問題ないと思います。

しかしながら、佐用高校を何とかしようかという中で、先ほどの町長の答弁にもありましたように、当然、佐用高校、県立高校でございますので、運営については、兵庫県、県教委のほうが主体的にはなるんですが、先ほど質問の最初でも言わせていただいたように、割と地域で、いろいろと魅力化されたという事例がございます。

そんな中で、佐用町が今後、学校の存続、地域の人材の育成のためにも、魅力化に取り組む、全国各地の事例を調べてみますと、コンソーシアム、協働体制で、当然、学校側、県の教育委員会、そして、行政、今回で言いますと、佐用町、また、周辺の経済団体であったり、佐用町特に多いんですけど農業経営者であったり、住民の皆さん、当然、卒業生の中で、思い入れをたくさんお持ちの方もいらっしゃいます。そして、何より、保護者等々を巻き込んだ、先ほど言いましたコンソーシアム、協働体制を構築して、魅力的な教育プログラムを導入されたというような事例も幾つかございます。そういった取組が、今後、必要なのではないのかな。

当然、先ほど言われましたように、主体は県教委ではございますが、何とか地域を守るために、兵庫県も、そこで、そうですけれども、佐用町のほうから、ちょっと、お声をかけいただいて、そういったメンバーで構成した中で、何とか佐用高校を守り、魅力的なものにするような取組にはならないのか。町長のお考えお聞かせください。

〔町長 挙手〕

# 議長(石堂 基君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) こうして、今、児童数がどんどん、人口が減っていく中で、子供たちの人数も減っていく。そうすると、当然、これまでの高校の定員というものが、あったものが、これが過大になっていくと。佐用高校も以前から比べると、相当定数が削減をされてきております。

ただ、そういう中で、県下、全国と言われますけど、県下の状況を見ても、県立高校を有している市町、特に、私たちのような、県下の中でも中山間地、過疎地に位置するような町においては、今、高校の存在というのは、当然、将来にわたる人材の育成確保と、また、今のいろんな地域経済においても、大きな役割を果たしていただいている、そういう非常に高校というのは、どこの市町においても、重要な位置づけをしております。

ただ、これは県立高校であり、県下の高校の中には、都市部のような高校も、当然、たくさん含まれております。そういう高校全体のあり方について、県教委も何回か、高校の再編や改革ということで取り組まれて、昨年度も、そうした答申を出してきて、言わば、高校の統廃合と、私たちから見ると、ような考え方も、その中には打ち出されてきている。

そういうことに、非常に危機感を持って、県下の、今、市町の数にすると、20 数市町になるんですけれども、県立高校を有している市町が、やっぱり連携して、それぞれの町の問題なんですけれども、1つの町だけでは、なかなか県に対して、しっかりと必要を訴えて、また、県に要望をしていくには力を連携しないと、力ないということで、今、県立高校の今後ともの存続を考える会をつくって、これ、加西市の市長が提唱されたりして、昨年も一緒に県教委にも要望会を持って、地域の実情や県教委の考え方を、いろいろとたださせていただきました。それについても、引き続いて、こうした取組を行っていこうということで、その代表を、私にやってくれるようにということを依頼をされておりまして、当然、佐用高校の、私はこれ重要な課題を持っておりますので、そうした市町と一緒に取り組んでいきたいというふうに思っております。

この急激に、昨年、佐用高校の募集が割れてしまったと、このあたりの原因では、長年、だんだんと減ってきているんですけれども、やはり、教育委員会、県教委が示される学区の再編ですね、非常に広い学区で、今、選定をされております。

それと、高校授業料の無償化というのが、ある意味では、大きな引き金になっていると ころもあろうかと思います。

そういう中で、社会的には、やはり子供たちが、いろんな可能性に対して、自由な選択ができる時代です。通学の交通機関にしても、これまで、それぞれが整備されてきた中で、かなり広いと言いますか、遠くまでの通学が可能になった状況です。そういう中で、子供たちが、やはり、自分がやりたいこと、目指したいこと、そういう選択をする中で、私立高校に非常にたくさん流れております。

それから、県立高校においても、特色ある高校というのが、魅力ある高校ということで、例えば、この近くでは、龍野北高校などは、かなり専門的な、いろいろな学科を設けて、いわゆる子供たちの人気の高い学校になっているんですけれども、高校においても、特に生徒をたくさん集めなければ経営ができない私立高校というのは、そういう将来的な学校の経営から見ても、さらに中学校ぐらいから、その生徒を、いわゆる囲い込んでいったり、また、いろんな特色ある学科をつくって、生徒に選択をしてもらう学校づくりをされておりますので、そこらあたりが、これからも必ず、もっともっと少子化になっていって、昨年の人数が、教育長の話では116名とか118名ぐらいな佐用中学校全体の卒業生ということですけれども、もうあと10年もすれば、これが70人、80人、そして、今年の出生者見て、子供の生まれている数から見ると、もう50人台、こういう状況になっていくわけです

から、全体として、どこの市町の、県立高校そのものも、定数なんかについても、かなり 削減もされるでしょうし、それから、県教委が考えている、そうした小規模、極端な小規 模の学校も県内、近くにもあります。そういう高校の統合、再編ということに取り組まれ るということは、もう目に見えているというふうに思いますが、少なくなれば、なるほど、 子供たちとしては、そういう中で、自分の希望する、いろんな学科、そういうものに対す る選択と、それの父兄、親の皆さんも子供を応援していくという考え方の中で、県立高校 の魅力というものが、非常に、そこと比べると、私立高校なりと比べると、比較すると魅 力がないというふうになっていく要素が非常に強いんですね。

県立高校というのは、やはり限られた1つのカリキュラムと、県立という中で、あまり 特別な、特殊な授業や学科をつくって、特別な対応をしていくというわけにはいきません から、ですから、そういう状況の中で、さらに高校の選別というのが、かなり極端になっ ていくのではないかなという、私は、予想をしております。

だからこそ、今、千種議員も言われるように、高校の魅力、佐用高校は、佐用高校としての魅力をつくって、高めていかないと、子供たちに選択をされない。選択してもらえない。そういうことになるということになってしまって、これは、自動的に、どんどん生徒数が減ってしまえば、高校自体が存続できなくなるということになりますので、そのへんが、そのために、私たちも、これまでにも佐用高校の特色というのは、当然、長年の歴史というものの中で、農業科学科という、現在、ずっと農業や畜産、そういうものの伝統を引き継いできた学科があり、家政科という実際のいろいろと生活に密着したことを学んでいく学科というものがある。

普通科は、どこでも、なかなか選択って、幅広いので、このへんは学力とか、そういうところの選択の中で決まっていく部分があろうかと思いますけども、そうした農業科学科、また、家政科と、今、取り組んでいるような事業、考え方も、当然、町として、そういう学校の魅力を高めていただきたいという希望の中で取り組んでいるわけです。

だから、それが企業なり、いろんな民間の人も入ってコンソーシアムを構成してやっていくべきだと、それは、そういうふうに、どんどんと広がっていけばいいんですけれど、まずは、県立高校という1つの限られた枠内で、取り組んでいけるというのは、行政が、今やっていることを、少し、まず、実績をつくっていくということが大事かなというふうには思っております。

## [千種君 挙手]

議長(石堂 基君) 千種議員。

4番(千種和英君) 先ほどの答弁の中で、冒頭で、庵逧町長がリーダーになられて、県 教委のほうに意見していただけるということで、非常に心強いなと思ったんですけども、 最後のほうは、なかなかちょっと、町として対応はしづらいというふうな形で捉えたんで すが、この質問の中で、ちょっと事例として紹介をさせてください。

僕、2年前に読んでいた本、ちょっと、今回の質問に引っ張り出してきて、再度読んだんですけれども、地域協働による高校の魅力化ガイド、これ2年前の本だったんですけれども、その中で、先ほど言いました、やっぱり町が主体となってコンソーシアムを構成して、何とか働きかけようという事例がございます。その具体的な事例に関しては、今、ここでは申し上げませんが、そこの事例として、やはり出てきたのが、隠岐の島前高校、地域おこし町おこしでは、全国的にいろんな注目をされている。また、奥出雲、雲南市。雲南市には県立高校が3つ、2つの学校と分校が1つで3校あるんですけども、そういった

ところでは、やっぱり行政が主導で何とか、この町の高校を魅力化していこう。その魅力 化の先には、当然、地域の魅力化があり、地域を、きっちりと再生していこうという取組 をされておりました。

これ、2年前、ちょっと古い本なんですけども、その中で、高校に地域のコーディネーターを配置したよというのが、どことも大きな事例として載っておりました。2年前なので、そんなに古くはないとは思うんですけれども、その中には、そういった予算の調達方法だったり、どんな人材を配置するんやという話になった時には、地方創生の推進交付金を使いましたよだとか、地域おこし協力隊を、そういった人材に充てました。

実は、私の友人も民間企業の経営者、大阪で会社を経営しておったんですけれども、今、 北海道の小さな町の地域おこし協力隊として、その町の高校の魅力化に携わっております というふうな手法が載ってございます。

そんな中で、ちょっと、2年前から、この本を読んだり、東京の地域活性化センターの研修に参加した時も、これ参加したかったテーマは、地域教育というテーマのセミナーだったんで、東京へ行って参加をしたんですが、その中で、いろんな事例がありました。その1つ、身近で言いますと、兵庫県内、朝来市の事例がございました。

まず、ここでも言われたのは、高校に地域コーディネーターを配置したよというのから始まりました。そこの中で、校長先生のお話がございまして、実は、この高校の魅力化というのに関しては、校長先生日く、当時の校長先生なんですけれども、なかなか教育現場、教員のほうからは変えられないんですよ。自治体さんのほうが創造性を持って変えていただくと、非常に変えやすいんですということでした。

朝来市に関しましては、教育部局ではなく、市長部局で取り組んだんですよ。

どんなメリットがあるんですかって聞きますと、やはり市長部局で実施をしたことによって、各部局に、この取組が広がっていきました。そして、コンソーシアムを構成したことによって、企画の段階から全ての関わっている部局の方々が主体的になって、何とか、この高校を魅力化していこう。その先にある地域を何とか魅力化していこうというような取組になったよという話がございました。

実は、当然、課題もありまして、そういった形で、高校に、そういったことを、市長のほうからお話をすると、なかなか高校の教育プログラムとの連携、なかなかすることが多くなって課題もあるというところも聞いたんですけれども、そういった取組をされていました。

また、東京で聞いた事例の中では、先ほど、僕、言いましたけれども、その教育プログラムを地域が提唱して変えていきましょうよというような取組をされているところもございました。

その中で、東京で言われたのが、各地で頻発する自然災害を救うボランティアを育成するとかいうプログラムに注目するのもおもしろいですよねって、出てきたスライドの写真が佐用町の写真で、こんな水害の後、こういったことに対応できる人材を育成するというのを、この高校のプログラムにするのも1つの手ですね。

後で、終わった後に、講師の方に、実は、僕、この佐用町から来ているんですっていう話をしたんですけども、そういった内容であったり、提唱されたのは、農業経営ですね、 農業科学科ありますが、農業生産は、教育プログラムされているんですけれども、農業経営を、きっちりとプログラムするのはどうですか。

実は、全国各地を見ると、今までの農産地、大規模産地じゃないところでも、農業が産業として成り立っている方法があります。その方法論を、きっちりと教育プログラムにしたらどうですかというようなプログラムを自治体のほうから高校に提案して、してはどうですかというような話がございました。

もう1件だけ、紹介させていただきますと、実は、国際バカロレアという教育プログラムがございます。実はこれは、日本じゃない、スイス、ジュネーブが本部の機構がやっておるんですけれども、これ滋賀県の高校が採用されています。実は、この資格を取ることによって、大学の受験、この資格を持っていますよということで、非常に入学試験で有利に働くというんですけども、これ2年前に勉強させてもらったんですけれども、実は、今回、取り上げたのが、つい最近、滋賀県の大学、2020年から導入しましたよという話だったんですけれども、これがどうしてかというと、やはり学区が再編成されて広くなった。実は、地理的に非常に通いにくい学校で、なかなか生徒が集まらないということで、県立高校、これは2014年に滋賀県が調査研究校に指定をして、7年かかったんですけれども、2020年には、そういった教育プログラム、20名の少数なんですけれども、そういった形でプログラムを変えることによって、学生を集めたというような成果がございました。

この1件、1件に対して、これが賛成だとか、反対だとか、問題だとか、課題とかという話じゃないんですけれども、そういったことを、行政が主導で県教委、また、高校と一緒になって、何か特徴のある教育プログラムをつくったよという事例が、やはりあるんですけれども、こんなことに関して調査をしようだとか、反対に、町長の今までの立場でしたら、兵庫県は県教委が、そんなことは許さないんですよとか、いろいろあろうかと思うんですけれども、可能性というのは、ないでしょうかね。

# [町長君 挙手]

議長(石堂 基君) 庵逧町長。

町長(庵逧典章君) 私たちも、そういうことに全く関心なしに、これまでやってきたわけではなくって、これまでにも、佐用高校に対しても、ぜひ町ができることを一緒に取り組ませていただきたい。町としても応援したいと、そういう申し入れもしましたし、現在、佐用高校出身の西坂校長であります。

西坂校長も家政科が地域と一緒になった、そうしたコンソーシアム、プロフェッショナル型の地域協働の高校教育の改革推進事業というようなものにも応募をして、家政科の生徒を中心に、今、取り組んでいただいているところです。

ただ、やはり、行政が主導してということを言われますけれども、確かに、隠岐とか、 もっと山奥のほうの、かなり条件的に、もっともっと厳しいところの高校とか、学校とい うのは、そういう形でないと運営ができていかないという点もあろうかと思います。

ただ、千種議員も最初から言われるように、子供たち、それぞれが、いろんな自分のやりたいこと、希望を持って選択をしていくというのは、これはもう、当たり前のこと、当然、そのことがいいんだと、千種議員の子供さん自体もそうですよね。私らもそうでした。

ですから、そういう選択をされる中で、やはり今の、当然、魅力、何か、自分がやりたいことが、その学校にないと、その学校を選ばない。そうじゃなかったら、いろんな、たくさんの中から選択をしていくわけですから、絶対数が減っていることも同時に、そうした選択肢が増えている。

その中での、これからの高校というもののあり方であり、行政が、なかなか教育の中身、 選択のところまで、行政の立場、町の立場だけで、それにプラスになるように、こんなこ とをしてくださいということが、本当に子供たちにとって、それが、プラスになることな のか、子供にとっていいことなのかというところがあるわけです。

だから、そのへんは、非常に行政が主導してということは、私は、教育について、かなりいろんな、逆に大きな、また、問題を抱えてくるというふうには思います。

今、実際の現場、今の現状を見て、はや町外から、学校に、ここに通ってきてくれる。入学している子が7割という現状ですから、ですから、それを踏まえた上で、どういう、これから佐用高校のあり方ということを考えていきたいと思いますし、これは佐用町だけの問題じゃなく、先ほど申しましたように、県下の同じような問題を抱えた自治体がたくさんあって、そういうところとも、十分意見交換をしながら、取り組んでいきたいと思っております。

## [千種君 举手]

議長(石堂 基君) 千種議員。

4番(千種和英君) 先ほどから、説明のあったように、佐用高校、特に、家政科、文部科 学省の事業を採択いただいております。調べさせていただきますと、やっぱり全国でも数 少ないところの中で採択をされ、今、取り組んでいらっしゃいます。

くしくも、僕の1問目の一般質問の中で、まなび舎農園、関わりはあるんですけれども、その後、それが就職の場等々になっていますか。仕事の選択になっていますかという質問をさせていただいた時に、残念ながら、今のところはなっていないという話だったんですが、そういった地域資源とともに、この佐用高校を、ぜひ、先ほどおっしゃったように、7割の方が外から通学されております。佐用町の経営者、聞きましても、やっぱり人材が集まらないというところもございます。

別に、町内の人が集まるからいい。町外が悪いというんじゃないですけども、反対に町外から集まってきたら、その方々がご縁があったということで、今後、佐用町で活躍していただける人材になっていただけるような教育プログラムを佐用高校で実行していただいて、佐用町の将来のまちづくりに役立つような方向にしていっていただきたいと思いますので、それをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長(石堂 基君) 千種和英議員の発言は終わりました。

これで、通告による一般質問は終了しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了します。

お諮りします。議事の都合により、9月 18 日から 21 日までは、本会議を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(石堂 基君) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。 次の本会議は、9月22日、水曜日、午前9時30分より再開します。 それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後02時24分 散会